

食料・農業・農村に関する基礎資料

平成 2 1 年 1 月

農林水産省

目 次

1 食料自給力・自給率の向上と安全な食料の安定供給	
(1) 原油や穀物、大豆等の国際価格の動向とその影響	1
・食料品の価格上昇と食料消費の動向	1
・生産資材の価格上昇が経営に与えた影響と対応	3
(2) 世界の食料事情と農産物貿易交渉の動向	5
(3) 食料自給力・自給率の向上に向けた取組	7
・食料自給力・自給率の向上と水田のフル活用	7
・米粉を含む米の消費拡大の推進	9
・飼料自給率の向上に向けた取組	11
・食育、地産地消の推進状況	13
・食料産業の取組	14
(3) 食の安全と消費者の信頼の確保	15
2 農業の体質強化と高付加価値化	
(1) 農業経済の動向	17
(2) 農業労働力の現状と見通し	17
・新規就農等の動向	17
・女性農業者の参画推進に向けた取組	18
・外国人研修生等の動向	18
(3) 担い手の育成・確保と農地の有効利用の促進	19
・担い手の育成・確保の取組	19
・水田・畑作経営所得安定対策の取組	19
・農地の確保と有効利用の促進	20
・麦、大豆、野菜・果実等の生産と政策	22
(4) 農業の高付加価値化等に向けた取組	23
・農林水産物・食品の輸出促進の取組	23

・ 知的財産の戦略的な創造・保護・活用の取組	24
・ 研究・技術開発の推進状況	24
(5) 資源・環境対策の推進	25

3 農村地域の活性化と共生・対流の促進

(1) 農村地域の現状	27
・ 農村と農業集落の現状	27
・ 鳥獣被害の現状と対策	27
(2) 農村の資源等の保全・向上に向けた取組	28
(3) 農商工連携等を通じた農村経済の活性化	30
(4) 共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化	31
・ 都市農業の重要性	31
・ 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進状況	31
・ 若者や団塊世代を活用した共生・対流の取組	32

1 食料自給力・自給率の向上と安全な食料の安定供給

(1) 原油や穀物、大豆等の国際価格の動向とその影響

(食料品の価格上昇と食料消費の動向)

○穀物、大豆等の国際価格は、2006 年秋頃から上昇基調で推移。現在は、小麦の豊作予測等に加え、金融不安による株価の低迷や商品市場からの資金流出、世界的な不況による穀物需要の減退懸念等から最高値に比べ大幅に低下したものの、依然、2006 年秋頃を 1.5 倍以上上回る水準。(なお、国際機関による食料需給状況の中長期展望では、当面、従来に比べ高い水準の価格が続く見込み。)

○この影響を受けて、主要国の食料の消費者物価指数(2008 年 9 月、2005 年=100)は、英国 120.9、米国 114.2 となるなど、2006 年以降大幅に上昇。

○我が国の食料の消費者物価指数も、2007 年秋以降上昇する傾向にあり、本年 9 月には 104.5 (2005 年=100)、前年同月比 3.0% 上昇。品目別では、輸入麦の政府売渡価格の 4 期連続引き上げの影響により、小麦関連製品の価格が上昇したほか、大豆加工品等も上昇。

穀物・大豆の価格の推移



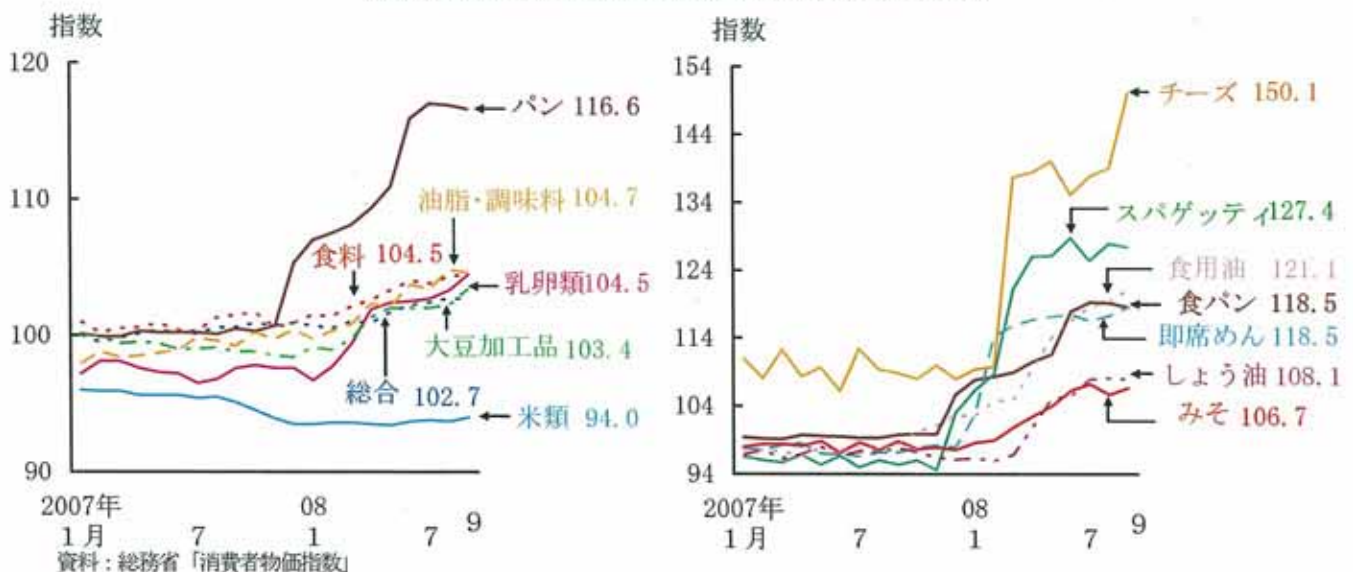
国際価格高騰の要因

- ①中国やインド等の途上国の経済発展による食料需要の増大
 - ②世界的なバイオ燃料の原料という食料以外の需要の増大
 - ③地球規模の気候変動の影響
 - ④これら中長期的に継続する構造的要因に加え、輸出国の輸出規制も影響
- さらに、穀物市場への投機資金流入の影響

資料：ロイター・ES=時事

- 注：1) 小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所(CBOT)の各月第一金曜日の期近価格に加え、2009年1月16日の期近価格。米は、タイ国貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格に加え、2009年1月14日の価格
- 2) 米以外の過去最高価格については、シカゴ商品取引所のすべての取引日における最高価格
- 3) 1ブッシェルは、大豆、小麦は27.2155kg、とうもろこしは25.4012kg

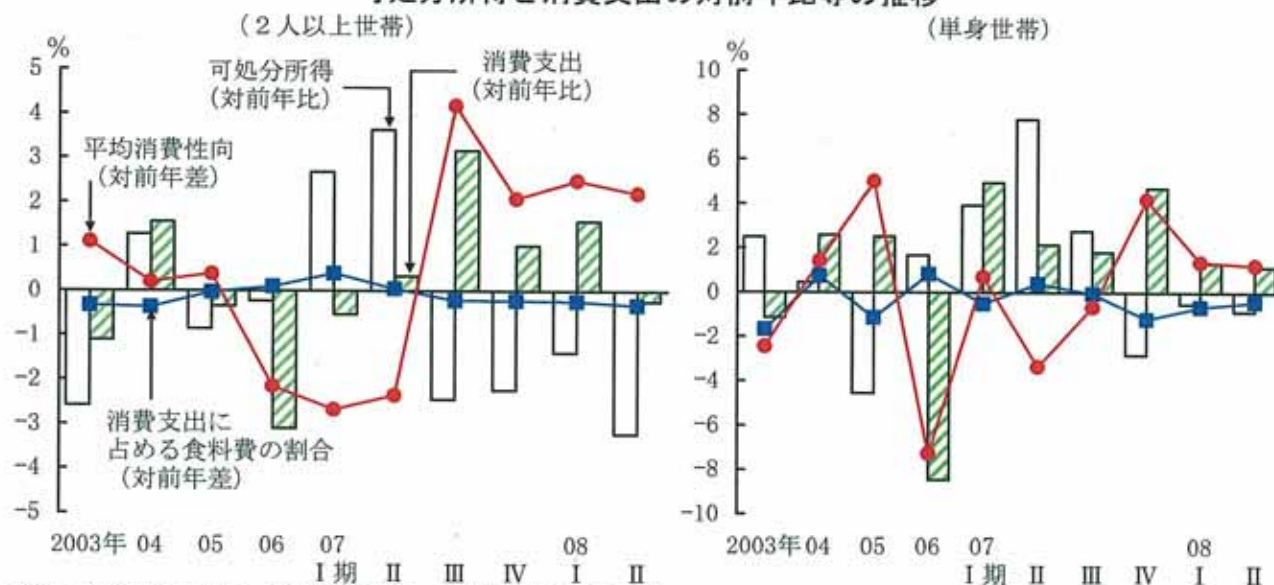
品目別消費者物価指数の推移 (2005 年=100)



○勤労者世帯の可処分所得は、伸び悩んでおり、2人以上世帯では2007年後半から、単身世帯では2008年に入り実質減少。また、平均消費性向や消費支出は増加傾向にあるものの、消費支出に占める食料費の割合はほぼ横ばい。

○食料支出は2008年に入り、外食、調理食品への支出が減少（対前年同期比）。食材費は、価格が上昇しているパン、めん類等で減少傾向にある一方、米や肉類等で増加傾向。また、米の消費に関連するふりかけやカレールウの消費も増加。

可処分所得と消費支出の対前年比等の推移



資料：総務省「家計調査」、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成

注：「家計調査」の勤労者世帯の1世帯当たり年平均1か月間の数値を「消費者物価指数」（2005年基準）で実質化した数値の対前年比（07年以降は対前年同期比）、対前年差（07年以降は対前年同期差）を求めた。I期は1～3月期、IIは4～6月期、IIIは7～9月期、IVは10～12月期を表す。

1世帯当たりの食料消費支出等の実質増減率の推移

(単位：%)

	2003年	04	05	06	07 1～3月期	4～6	7～9	10～12	08 1～3	4～6
消費支出	▲ 1.1	1.6	▲ 0.2	▲ 3.1	▲ 0.6	0.3	3.1	1.0	1.4	▲ 0.4
食料	▲ 2.6	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 2.7	1.4	0.5	2.2	▲ 0.0	0.4	▲ 1.7
食材費	▲ 3.4	▲ 2.0	▲ 1.2	▲ 3.2	▲ 1.3	▲ 0.5	1.0	0.1	3.0	▲ 0.2
穀類	▲ 1.6	▲ 2.5	▲ 0.5	▲ 1.4	2.1	1.7	3.1	2.7	1.8	▲ 2.1
米	▲ 4.4	▲ 6.2	▲ 0.7	▲ 2.0	1.4	0.6	▲ 0.5	2.7	5.1	2.6
パン	1.4	2.2	▲ 2.6	▲ 0.4	2.4	0.4	4.0	1.9	▲ 3.1	▲ 7.1
めん類	▲ 1.2	0.7	▲ 6.1	▲ 2.4	1.5	3.6	5.3	2.0	▲ 2.1	▲ 3.7
魚介類	▲ 5.2	▲ 2.9	▲ 2.2	▲ 4.2	▲ 3.2	▲ 3.0	▲ 0.1	▲ 3.0	▲ 1.9	▲ 3.4
肉類	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 0.7	▲ 1.8	1.8	0.2	1.0	▲ 0.6	2.2	2.4
野菜・海藻	▲ 4.3	▲ 2.6	1.0	▲ 4.8	1.0	0.5	3.5	▲ 0.3	1.2	▲ 1.0
果物	▲ 9.2	▲ 3.7	▲ 0.4	▲ 10.5	▲ 7.4	2.1	0.4	▲ 3.8	6.9	▲ 0.6
油脂・調味料	0.5	1.8	▲ 0.6	▲ 1.5	3.4	1.8	1.5	1.6	5.1	1.6
カレールウ	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 3.4	0.1	3.6	▲ 0.3	▲ 6.1	▲ 1.2	2.0	6.0
ふりかけ	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.2	1.0	6.9	2.5	0.1	0.5	9.4	12.4
調理食品	0.1	1.0	1.4	▲ 1.3	▲ 2.1	▲ 2.1	0.9	▲ 2.2	▲ 4.9	▲ 6.2
飲料	0.1	8.4	2.2	▲ 1.4	5.8	6.4	6.3	2.2	0.4	▲ 3.9
外食	▲ 3.1	1.7	▲ 0.9	▲ 2.3	5.3	0.9	1.2	1.1	▲ 2.0	▲ 2.2

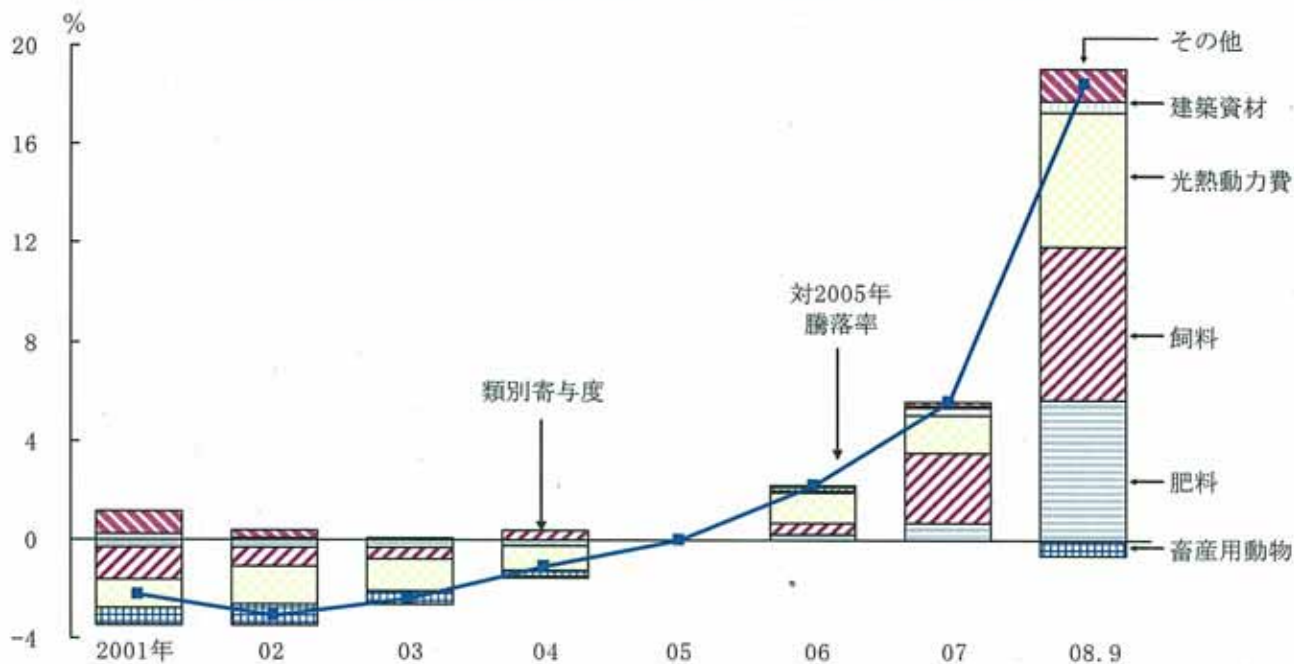
資料：総務省「家計調査」、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成

注：「家計調査」の勤労者世帯の2人以上の世帯のうち勤労者世帯の支出を「消費者物価指数」（2005年基準）で実質化した数値の対前年比（07年以降は対前年同期比）を求めた。食料には、食材費、調理食品、飲料、外食のほか、菓子類、酒類が含まれる。食材費には、穀類、魚介類、肉類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料のほか、乳卵類が含まれる。

(生産資材の価格上昇が経営に与えた影響と対応)

- 農業の生産資材価格指数(2008年9月)は、原油価格や穀物・大豆等の国際価格高騰により、光熱動力費、飼料、肥料等の価格が上昇したため、2005年に比べ19%上昇。
- また、配合飼料価格(2008年9月)は、64,664円/tと2年前の1.5倍、農業漁業用A重油の価格(2008年11月)は、93円/ℓと2年前の1.3倍。

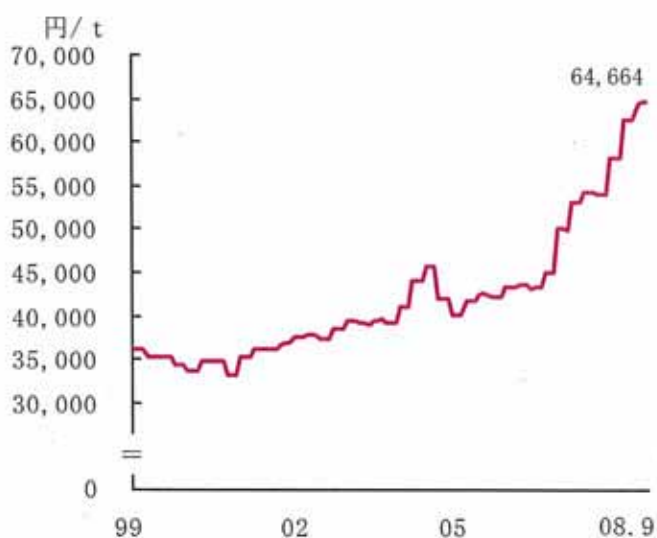
農業生産資材価格指数の騰落率(2001～08年9月、05年基準)



資料：農林水産省「農業物価指数」

- 注：1) その他は、種苗及び苗木、農業薬剤、諸材料、農機具、自動車・同関係料、農用被服、賃借料及び料金
2) 2008年9月は、ひと月の値(概算)

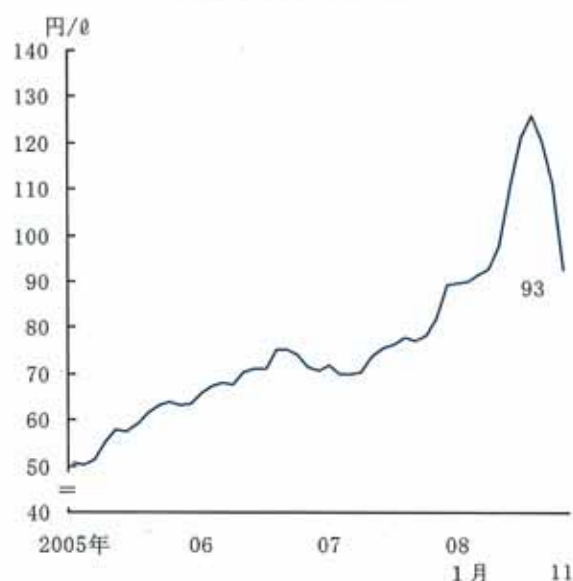
配合飼料価格の推移



資料：農林水産省調べ

注：配合飼料価格は、工場渡しのバラ及び袋物の全畜種の加重平均価格(税込み価格)

A重油価格の推移



資料：農林水産省「農業物価統計」

- 施設園芸野菜経営では、経営コストに占める光熱動力費の割合は16%、肥料の占める割合は8%と大きく、例えば宮崎県のピーマン（促成栽培）の場合、2009年の農家所得が2006年比で6%（275万円減）といった試算があるなどその影響は甚大。
- また、畜産経営では、畜産物価格は牛肉を除き上昇傾向で推移しているものの、経営コストに占める飼料費の割合は3～7割と非常に大きく、深刻な影響。飼養農家戸数は、高齢化や飼料価格高騰による廃業の影響を受けて、減少傾向で推移。
- このため、原油価格高騰対策として、化学肥料や燃油の使用量を2割以上低減する農業者グループに対する肥料費や燃料費の増加分の7割を支援するとともに、省エネ等の構造転換対策等を措置し、農業者の経営体質を強化。畜産経営については、2008年2月に続き、6月に配合飼料価格安定制度の安定運用等追加の緊急支援対策を決定。また、10月に子牛価格、牛枝肉価格の低迷等を踏まえた経営安定対策を年内に緊急実施。

畜産経営及び施設野菜作経営の概要（2007年）

（単位：％、頭、羽）

区分	酪農	繁殖牛	肥育牛	養豚	採卵養鶏	ブロイラー養鶏	区分	施設園芸野菜作
農業経営費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	農業経営費	100.0
飼料	45.2	25.4	35.4	66.2	66.5	66.7	肥料	8.2
動物	13.9	12.1	46.4	4.4	10.4	15.9	種苗・苗木	6.0
光熱動力	4.3	5.0	1.7	4.8	2.9	3.9	光熱動力	15.7
農機具	6.7	13.4	2.2	2.4	2.3	1.2	農機具	8.6
農用建物	3.2	4.1	1.5	4.1	2.4	1.5	農用建物	12.0
飼養頭羽数	39	11	93	788	12,242	174,157		

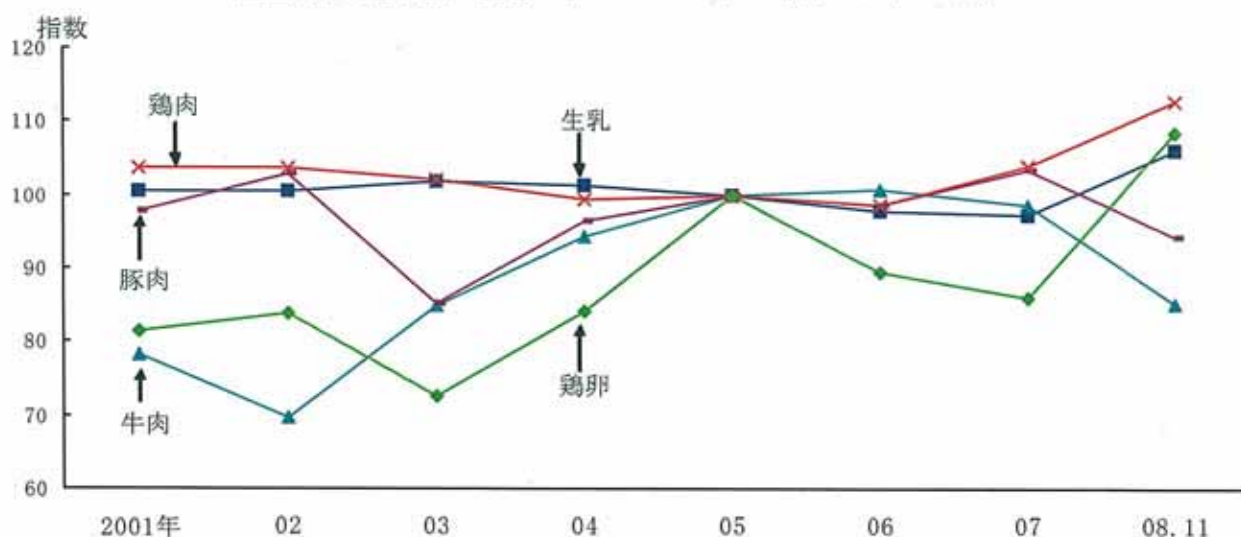
資料：農林水産省「農業経営統計調査（営農類型別経営統計（個別経営）」

注：1）経営費は、経営全体の数値

2）各区分の飼養頭羽数は、酪農は搾乳牛、繁殖牛は繁殖めす牛、肥育牛は肥育牛、養豚は肥育豚、採卵養鶏は採卵鶏の月平均飼養頭羽数、ブロイラー養鶏はブロイラー販売羽数

3）施設園芸野菜作には、加温を行わない雨除け栽培等も含まれる。

畜産物価格指数の推移（2001～08年11月、05年＝100）



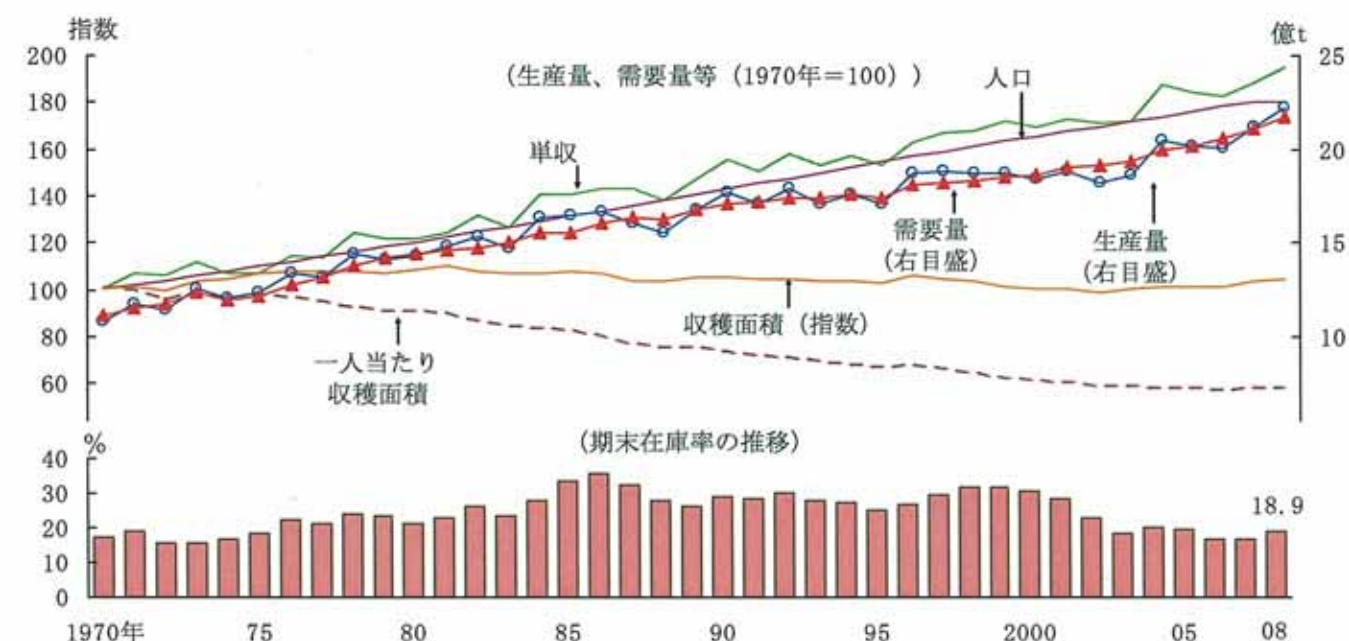
資料：農林水産省「農業物価指数」

注：2008年11月は、ひと月の値（概算）

(2) 世界の食料事情と農産物貿易交渉の動向

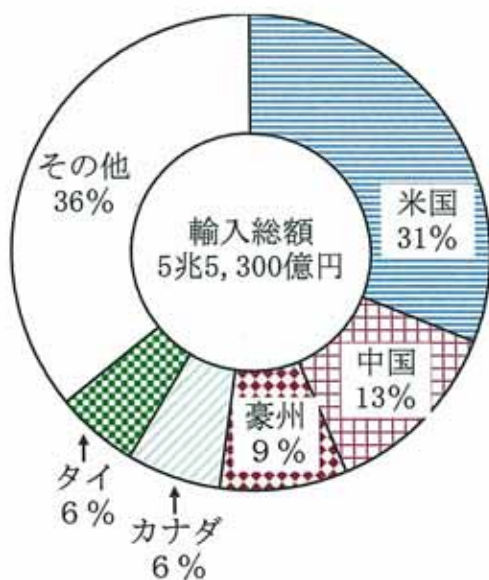
- 世界の穀物（米、とうもろこし、小麦、大麦等）の需要量は、人口の増加、所得水準の向上に伴い増加。一方、生産量は作柄により変動しているものの、主に単収の伸びにより需要量の増加に対応。
- 期末在庫率は、需要量の増加に対して、作柄変動による主要生産国での生産量の減少が続いたことから、2006/07年度及び2007/08年度には16%台と食料危機と言われた1970年代初めの水準まで低下。2008/09年度は、北半球の主要国で天候に恵まれたことなどから消費量を上回る生産量の増加が予想されており、18.9%まで回復する見込み。
- 我が国の農産物輸入は、米国、EU、中国、豪州、カナダの上位5位の国・地域で7割以上を占めており、とうもろこしでは米国が9割を超え、牛肉では豪州が8割を占めるなど、特定国に依存した構造。輸入先国の作柄や作付けの変動等の影響を受けやすい特徴。

穀物の生産量、需要量、期末在庫率等の推移



資料：国連「World Population Prospects: The 2006 Revision」、米国農務省「Grain: World Markets and Trade (April 2008)」、PS&D」を基に農林水産省で作成

我が国の主な輸入相手国からの農産物輸入額（2007年）



資料：財務省「貿易統計」

	1位	2位	3位	4位	5位
米国	とうもろこし 17,205 (100)	たばこ 2,633 (15)	大豆 1,524 (9)	豚肉 1,439 (8)	小麦 1,118 (6)
中国	鶏肉調製品 6,945 (100)	冷凍野菜 617 (9)	生鮮野菜 305 (4)	乾燥野菜 275 (4)	大豆油粕 211 (3)
豪州	牛肉 4,802 (100)	ナチュラルチーズ 351 (7)	小麦 343 (7)	砂糖 231 (5)	牛の臓器・舌 211 (4)
カナダ	菜種(採油用) 3,387 (100)	豚肉 873 (26)	小麦 452 (13)	大豆 173 (5)	麦芽 95 (3)
タイ	天然ゴム 3,103 (100)	鶏肉調製品 569 (18)	ペットフード 248 (8)	砂糖 213 (7)	冷凍野菜 72 (2)

○WTO 農業交渉については、モダリティ確立に向け 2008 年 7 月に閣僚会合を行ったが、中国・インド等と米国との間での途上国向けの特別セーフガードを巡る意見の対立がきっかけとなり、交渉は決裂。

○我が国としては、「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指し、農業の一層の体質強化を進めつつ、我が国の主張ができる限り反映されるように積極的に取り組む。

○FTA（自由貿易協定）/EPA（経済連携協定）交渉は、WTO の多角的貿易体制を補完するものとして、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との方針のもと、食料安全保障や国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、政府一体となって各国・地域との交渉に戦略的に取組。

WTO 農業交渉の流れ



資料：農林水産省作成

- 注：1) 枠組みとは、関税削減率等の数字や詳細な要件等が入った具体的なルールを決める前提となる大枠
2) モダリティとは、国内補助金、関税の具体的な削減率等、各国に共通に適用されるルール
(例：重要品目数は●%、関税割当の拡大は国内消費量の▲%)
3) 譲許表とは、各国ごとに、個別具体的に関税率等を決定し、関税率の上限（譲許税率）を列記した表。
加盟国は、ラウンド交渉でこの譲許表について最終的に合意することを目指して交渉する。
(例：品目A、品目Bを重要品目に指定し、品目Aの関税率を○%削減し、関税割当を△t 拡大)

我が国の EPA/FTA をめぐる状況

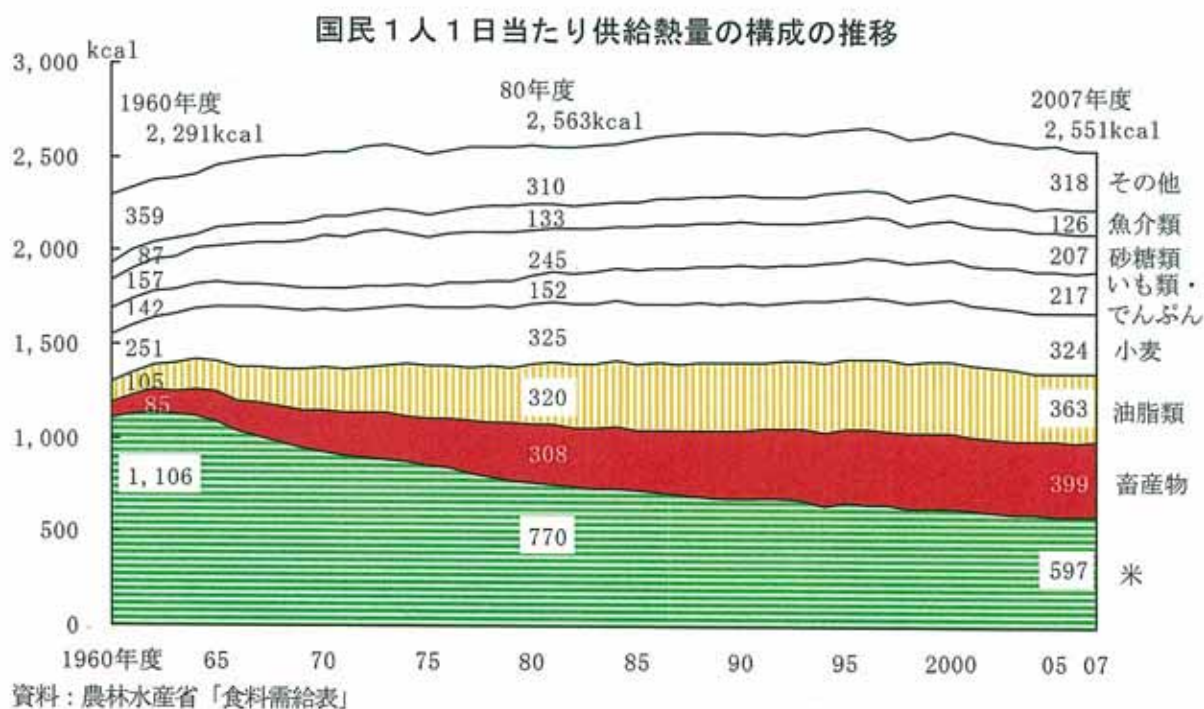
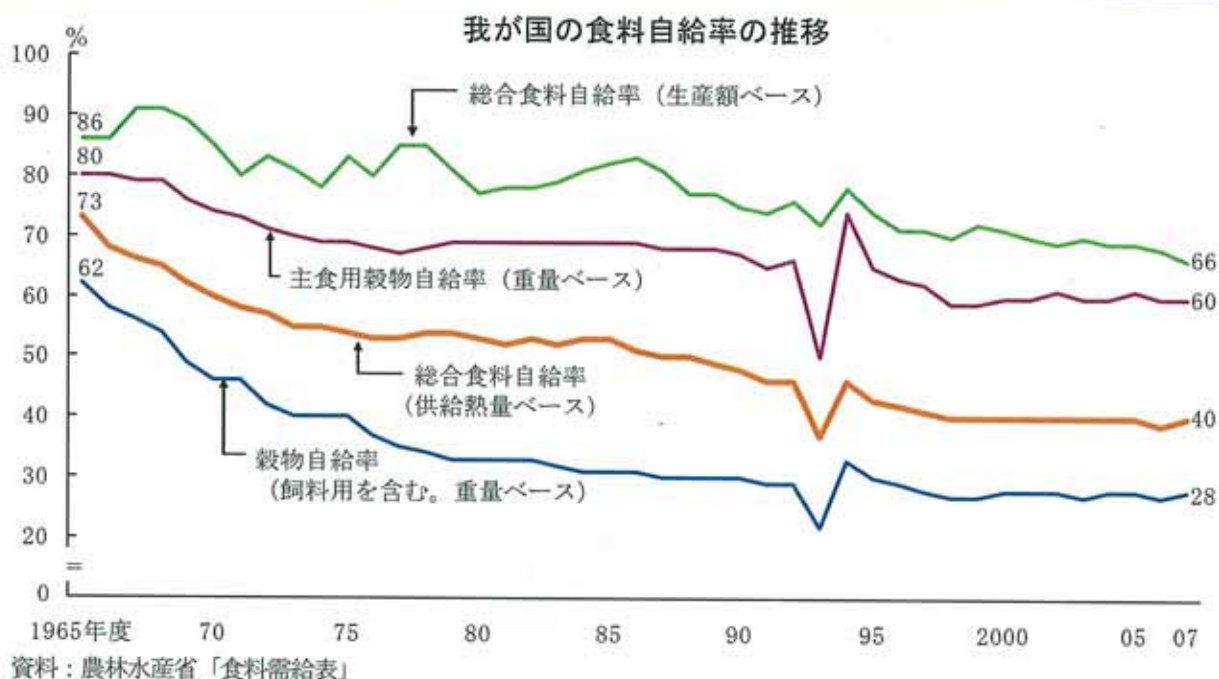
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
発効・署名・大筋合意	シンガポール	★署名 (1月)	★発効 (11月)		見直し交渉 (4月～)	★署名 (3月) ★発効 (9月)		
	メキシコ		交渉 (11月～) ★署名 (9月)	★発効 (4月)				
	マレーシア		交渉 (1月～)	★署名 (12月)	★発効 (7月)			
	チリ				交渉 (2月～)	★署名 (3月) ★発効 (9月)		
	タイ		交渉 (2月～)			★署名 (4月) ★発効 (11月)		
	インドネシア			交渉 (7月～)		★署名 (8月) ★発効 (7月)		
	ブルネイ				交渉 (6月～)	★署名 (6月) ★発効 (7月)		
	ASEAN全体			交渉 (4月～)		★署名 (4月) ★発効 (12月)		
	フィリピン		交渉 (2月～)		★署名 (9月)		★発効 (12月)	
	ベトナム					交渉 (1月～)	○大筋合意 (9月) ★署名 (12月)	
交渉中	スイス					交渉 (5月～)	○大筋合意 (9月)	
	韓国 (注1)		交渉 (12月～)					
	GCC (注2)				交渉 (9月～)			
	インド					交渉 (1月～)		
	豪州					交渉 (4月～)		

注：1) 韓国とは、2004 年 11 月以降交渉が中断。2008 年 6 月に「日韓経済連携協定締結交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催。

2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

(3) 食料自給力・自給率の向上に向けた取組 (食料自給力・自給率の向上と水田のフル活用)

- 2007年度の我が国の供給熱量ベースの食料自給率は、前年度より1ポイント上昇し、40%。
その主な要因は、天候に恵まれ小麦の生産量が過去10年で最高となったことや、米の年間1人当たりの消費量が増加したこと等。
- 一方、生産額ベースの食料自給率は、野菜、米の価格低下や、輸入飼料価格の高騰により2ポイント低下し、66%。
- 供給熱量ベースの食料自給率が低下してきた原因は、主に食生活の変化。国内で自給可能な米の消費が減少する一方、コスト面での制約等から国内で生産が困難な飼料穀物、油糧原料（大豆、なたね）を使用する畜産物や油脂類の消費が大幅に増加。



- 将来にわたり国民への食料の安定供給を確保するためには、農地・農業用水、農業者、技術等を確保することで国内農業の食料供給力を強化し、食料自給率を向上させることが必要。
- 食料・農業・農村基本計画（2005年3月閣議決定）において、将来的に供給熱量ベースで5割以上を国内生産で賄うことを目指しつつ、計画期間内の実現可能性を考慮して2015年度の食料自給率目標を供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%と設定。
- 消費面の取組である国産農産物の消費拡大や地産地消の推進は、農業資源の確保に貢献。さらに、日本型食生活の実践により食生活（栄養バランス等）を改善することが必要。
- 国民が食料に関する問題意識を共有し、国産農産物の消費拡大のための具体的な行動を起こすことを推進するため、2008年10月に食料自給率向上に向けた国民運動『FOOD ACTION NIPPON』がスタートし、個人、企業、団体等の自主的な参画により、国産農産物の消費拡大に向けた様々な取組を展開。

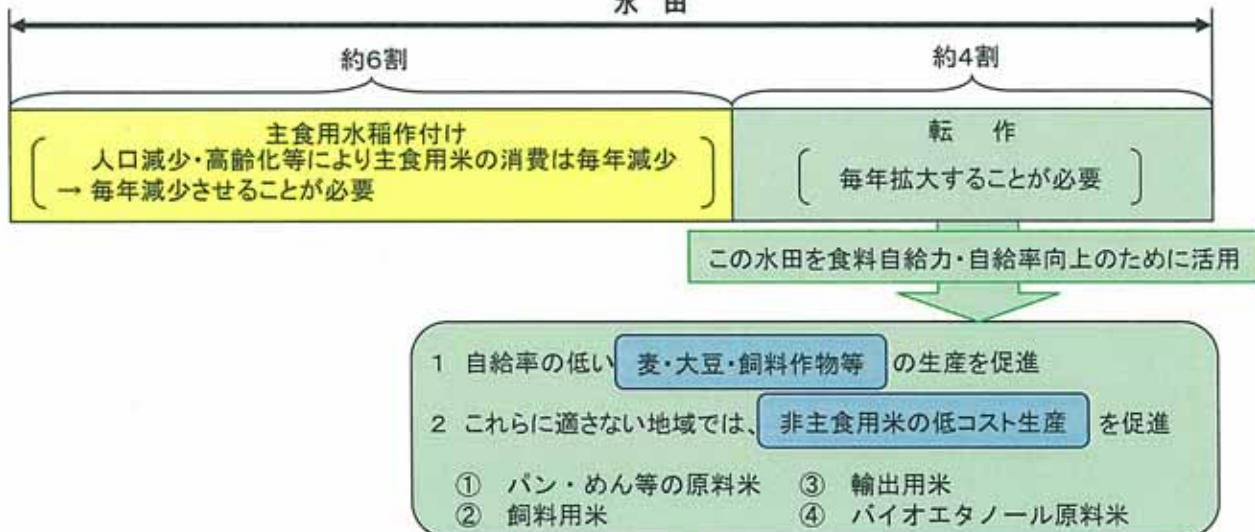
食料自給率目標達成に向けた関係者の取組



資料：農林水産省作成

- 食料を安定的に供給していくためには、持続性に優れた生産装置である水田をはじめとする国内の農業資源を有効に活用する必要。
- 長期的には人口減少・高齢化に伴い、主食用の米の需要は減少することが確実に見込まれるなか、水田をフル活用し、自給率の低い大豆・麦や飼料作物の生産拡大を図るとともに、米粉用、飼料用等の新規需要米の本格生産を推進。

我が国水田農業の在り方

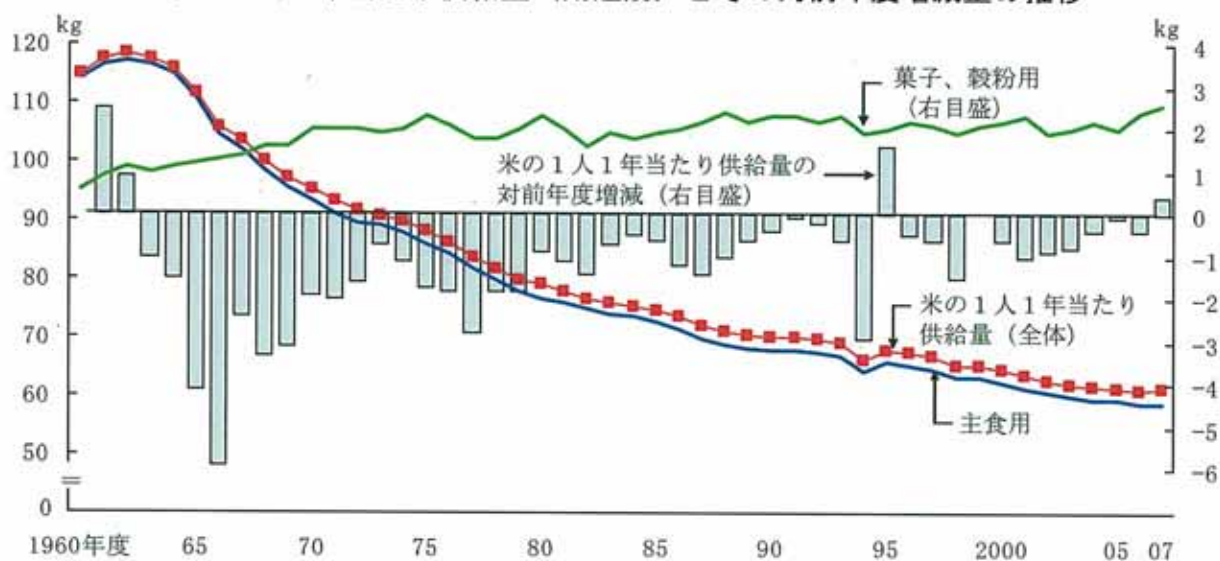


資料：農林水産省作成

(米粉を含む米の消費拡大の推進)

- 米の需要は長期的に減少してきたが、直近では減少に歯止め。米の需要の減少を受け、水稻の生産量は大きく減少。
- 主食用米の需要量は、2007 年 7 月～08 年 6 月の 1 年間で 852 万 8 千 t と、前年に比べて 16 万 t (1.8%) の増加。
- 米の 1 人 1 年当たり消費量も長期的に減少してきているが、2007 年度は 0.4kg 増加。
- 2008 年産の米の作況指数は 102 となり、主食用の作付面積は 159 万 6 千 ha、収穫量は 865 万 8 千 t となった。

米の 1 人 1 年当たり供給量（用途別）とその対前年度増減量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

水稻の作付面積・収穫量の推移



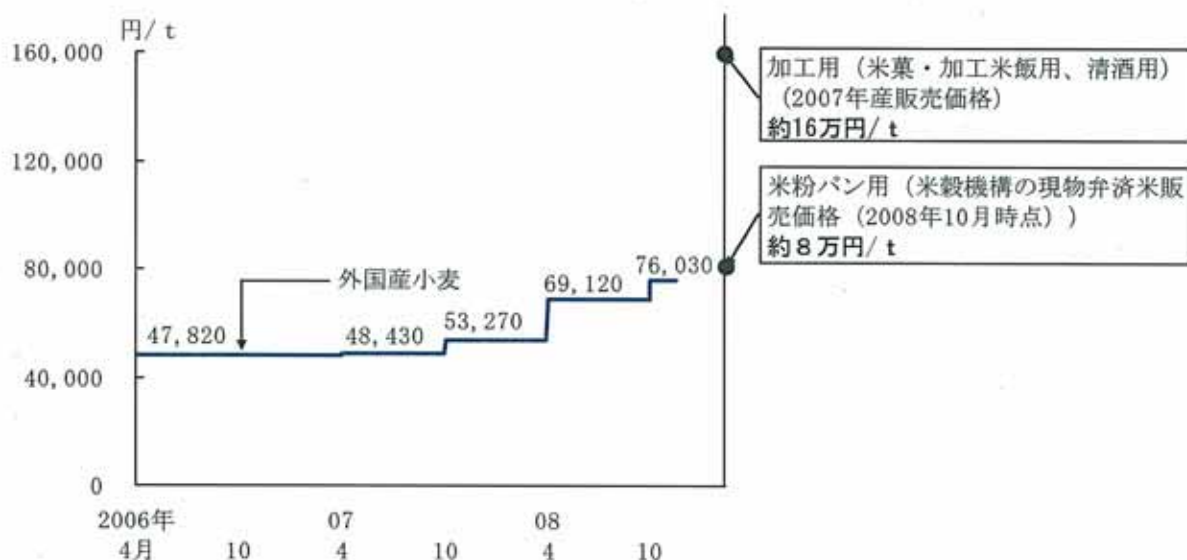
資料：農林水産省「作物統計」

注：グラフの数値は子実用である。なお、子実用とは青刈り用を除いたものである。

○米粉は、これまで従来の用途（せんべい、団子等）が基本であったが、近年の製粉技術の発展により、様々な食品への利用可能性が拡大し、パン、めん、洋菓子等の原料米の需要量は6千t（2006年度）。

○米粉を使った食品には消費者ニーズもあり、年間500万t程度輸入されている小麦を原料とする小麦粉と代替の可能性はあり、原料米を小麦並み価格で供給することを前提に、生産・流通の仕組みや支援の仕方を考える必要。

外国産小麦（5銘柄加重平均）の政府売渡価格の推移と用途別の米価格



資料：農林水産省「麦の需給に関する見通し」、農林水産省調べ

注：1) 外国産小麦の5銘柄とは、米国産（ダーク）ノーザン・スプリング及び米国産ハード・レッド・ウィンター（主にパン・中華めん用）、カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（主にパン用）、豪州産スタンダード・ホワイト（主に日本めん用）、米国産ウェスタン・ホワイト（主に菓子用）

2) 現物弁済米とは、集荷円滑化対策（豊作による過剰米を出荷段階において主食用米の市場から隔離することにより米の需給と価格の安定を図る取組）により生産者が過剰米短期融資の対価として社団法人米穀安定供給確保支援機構に償還した米。主食用米の需給に影響を与えることなく処理されるため、米粉用のほか、飼料用等として販売。2008年10月以前は、入札により価格を決定。なお、米粉の原料米としては、各地でそれぞれの取引が行われ、その価格も様々。現物弁済米は、その一態様

<事例：全国各地で進む米粉を使った商品開発等の取組>

兵庫県篠山市
市内の学校給食は、週3回の米飯と週2回の米粉パンのすべてに地元産米を使用。

熊本県山鹿市
農業高校で生徒が米粉ピザや米粉メロンパンを開発、コンビニエンスストア等で販売・好評。

（全国）

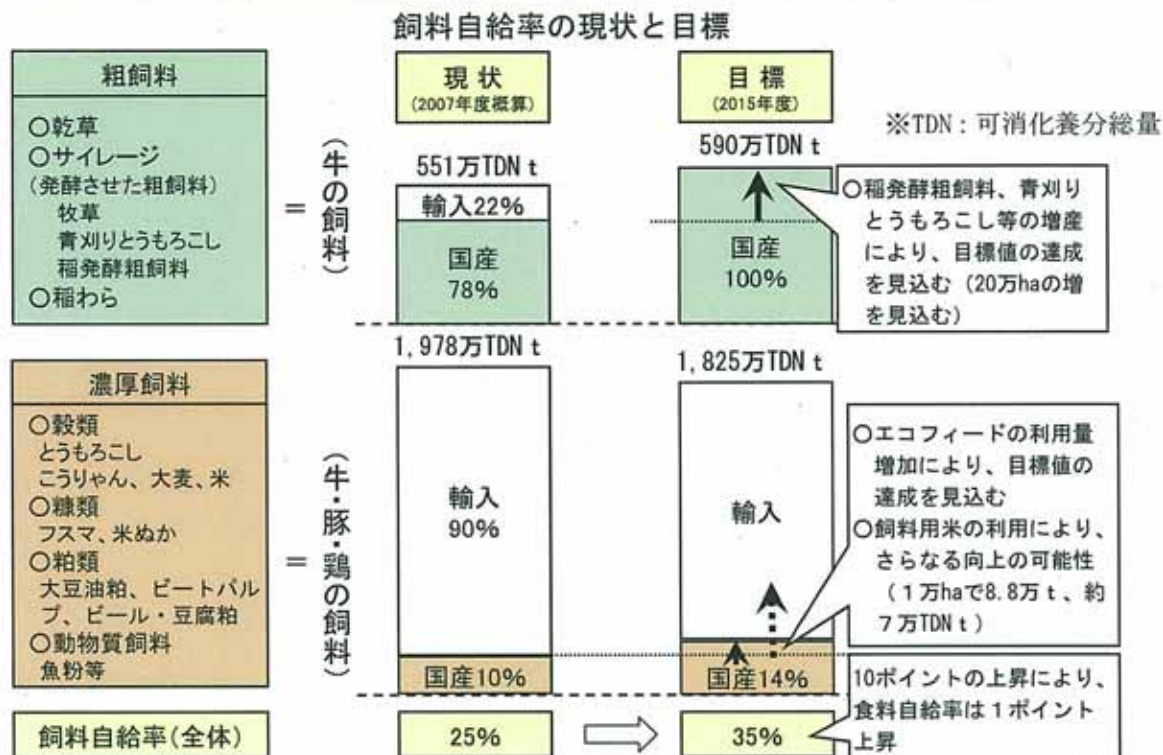
- ・全国展開するコンビニエンスストアが100%米粉を使用したパンを販売。
- ・全国展開する喫茶店が北海道の穀粉企業と連携し米粉を使ったロールケーキを販売。

北海道旭川市
生産者で組織する有限会社社が主食用米を米粉に加工し、米粉を使った新製品の開発に向けて努力。

栃木県佐野市
製粉会社が、従来の小麦粉と同じ用途に利用できる国産米の米粉を一般消費者向けに製造。

(飼料自給率の向上に向けた取組)

- 2007 年度の飼料自給率は 25%。輸入飼料価格が高騰しているなか、畜産経営はコスト増の一方で生産物の価格への転嫁が進まず、極めて厳しい状況。
- このため、飼料原料を輸入に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産の確立が重要。青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料、飼料用米、エコフィードの生産・利用拡大の取組や放牧の推進による飼料自給率向上への取組が必要。



資料：農林水産省作成

輸入飼料に依存しない国産飼料に立脚した畜産の確立

○ 水田の活用(耕畜連携)

- ・稲発酵粗飼料
- ・飼料用米の利活用
- ・水田放牧
- ・水田裏利用
- ・稲わら



○ 集約放牧(酪農)

- ・購入飼料費の節減
- ・労働時間節減



○ コントラクター

- ・収穫労力軽減
- ・生産費用の節減
- ・所得の増加



○ TMRセンター

- ・飼料給与時間の短縮
- ・生産乳量の増加
- ・飼養規模拡大



○ エコフィード等未利用資源の利用推進

- ・飼料原料の多元化
- ・未利用資源の有効活用(食品残さ・DDGS等)



○ 青刈りとうもろこしの拡大 ○ 高位生産性草地への転換

- ・単収の向上
- ・生産費用の軽減



○ 耕作放棄地の活用(繁殖牛放牧)

- ・飼料費の節減
- ・農地の保全
- ・獣害防止



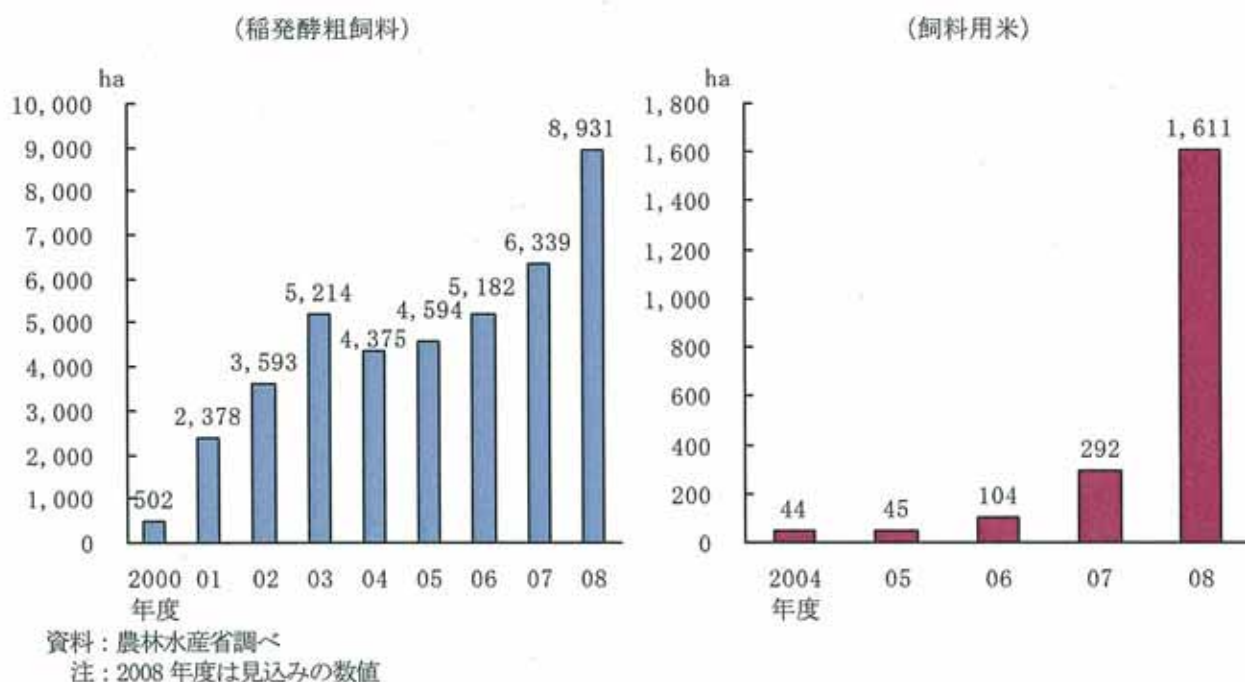
資料：農林水産省作成

注：1) TMR とは、total mixed ration (完全混合飼料。必要とされる飼料成分が均一に配合された混合飼料)

2) DDGS とは、Distiller's Dried Grains with Solubles (エタノール蒸留粕)

- 水田の有効活用のため、稲を家畜の飼料として活用する取組も拡大。子実と茎葉のすべてを活用する稲発酵粗飼料、副産物または飼料専用の稲わらの生産・利用のほか、地域的な取組として飼料向けの米（子実）を生産・利用。
- 稲発酵粗飼料の収量は、飼料用品種を用いれば、2,500～3,500kg/10a（現物）。飼料用米は、専用品種はないものの、加工用・稲発酵粗飼料用品種で多収のものを使うことが多く、主食用米（522kg/10a）の1.5倍程度の700～800kg/10aの収量。
- 稲発酵粗飼料や飼料用米の普及拡大のためには、多収品種の開発、低コスト栽培技術の導入によるコスト低減、専用機械の導入、生産者と需要者の間の安定的な供給計画の策定、種子の安定供給体制の確立等が重要。

稲発酵粗飼料及び飼料用米の作付面積の推移



稲発酵粗飼料・飼料用米のメリット

稲作農家

- ・排水不良田や未整備田でも作付けが可能であり、農地の有効利用が図られる。
- ・田植えや水管理等は通常の稲作栽培体系と同じで取り組みやすい。
- ・麦・大豆等の連作障害を回避することができる。
- ・農機具について、新たな投資がいらない。

畜産農家

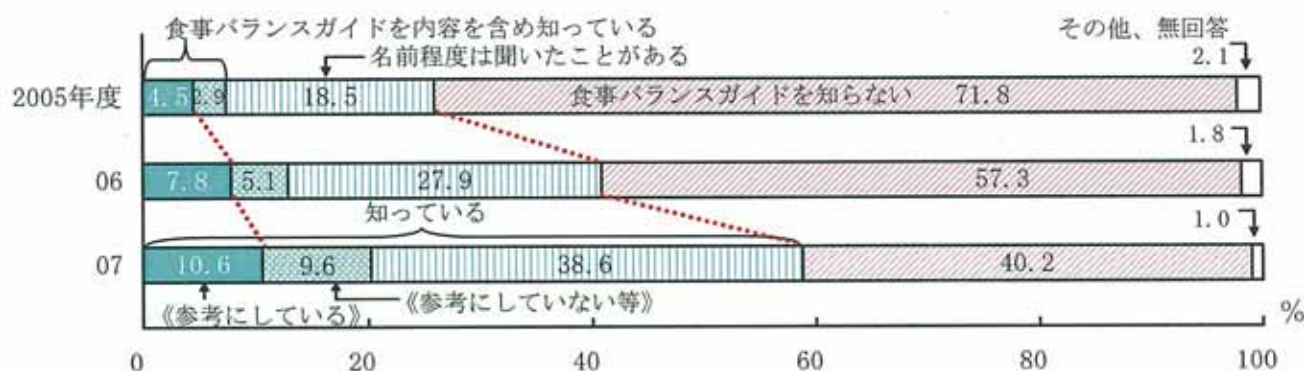
- ・良好な栄養価を有し、家畜のし好性も高い。
- ・長期保存が可能。
- ・年間または冬期に安定した供給が可能。
- ・飼料増産のための労力をかけずに規模拡大（増頭）が可能。

資料：農林水産省作成

(食育、地産地消の推進状況)

- 子どもの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力等の低下要因として指摘されており、朝食の摂取は生活習慣の形成上重要。また、20～30代男性の欠食率が2～3割と高く、朝ごはんの重要性を啓発することが必要。
- 食生活をめぐる様々な問題に対処するため、食に関する知識や判断力を身に付ける食育が重要。食事バランスガイドを認知し、また、参考になっている者の割合も増加傾向。
- 地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組。食料自給力・自給率の向上や地域農業の活性化につながるだけでなく、農産物の輸送に伴う二酸化炭素排出量の削減が期待。
- 学校給食法の改正により、学校給食での地域の産物の積極的利用を位置付けるとともに、学校給食を活用した食育を推進。学校給食での地元農産物の利用促進には、直売所等が流通コーディネーターの役割を果たすなど、地元農産物を安定的に供給する体制づくりが重要。

食事バランスガイドの認知度及び参考度



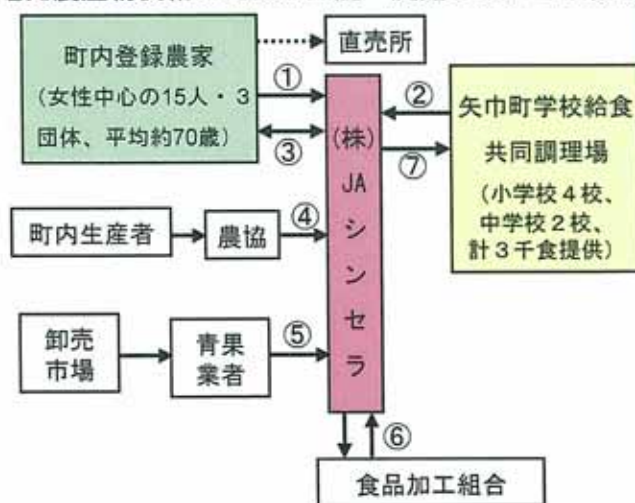
資料：(財)食生活情報サービスセンター「平成17年度食行動等実態調査」(2006年1月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成18年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2007年2月調査)、(社)農山漁村文化協会「平成19年度「食事バランスガイド」等の普及状況調査郵送モニター調査編」(2008年2月調査)を基に農林水産省で作成
注：東京圏・近畿圏及び地方圏に居住する満20歳以上70歳未満の男女、2005年度2,100人(回収率87.3%)、06年度2,500人(91.8%)、07年度2,500人(93.4%)を対象に実施

＜事例：農協子会社がコーディネーターとなった地場農産物の学校給食への供給＞

岩手県矢巾町では、2004年度から、学校給食で使用する地元農産物をはじめとするすべての食材を(株)JAシンセラが一括供給している。地元農産物の確保には、町内の登録農家から納入し、それだけで対応できない場合は、町内の生産者、仲卸業者から県産、国産の順に調達している。登録農家の生産量が多い場合は、直売所で販売を行うなどの取組も行っている。

これにより、地元農産物の利用率(重量ベース)は、2005年度の26%から2007年度には55%に上昇した。また、子どもの農業への関心が高まり、野菜の名前や作り方、旬のものがわかるようになった。さらに、学校給食に出荷することで、生産者の生産意欲の向上につながっている。

地元農産物供給のための生産・流通システムの概略

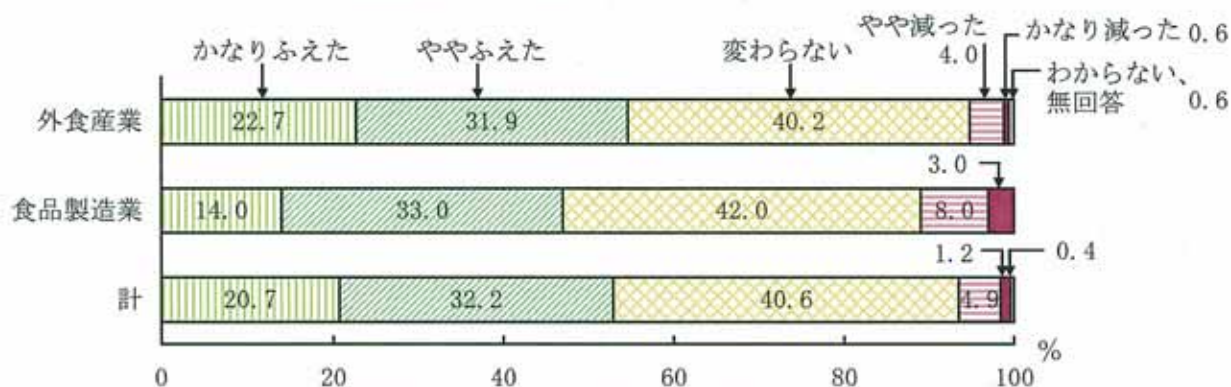


資料：農林水産省作成

(食料産業の取組)

- 食料産業の国内総生産は49兆円(2006年度)と、全産業の1割を占めており、食料産業は我が国経済のなかで一大産業分野を形成。
- 食品産業における食品廃棄物等の発生量は、約1,100万t(2006年度)あるなか、食品リサイクル法で規定している肥料、飼料等への再生利用率は48%まで上昇。
- 食品リサイクル法の改正(2007年12月)を受け、小売業や外食産業での飼料化、肥料化の取組を一層推進。また、市町村の枠組みを超えた食品残さの回収が可能となったため、食品リサイクル・ループの構築を行う取組の一層の進展が期待。

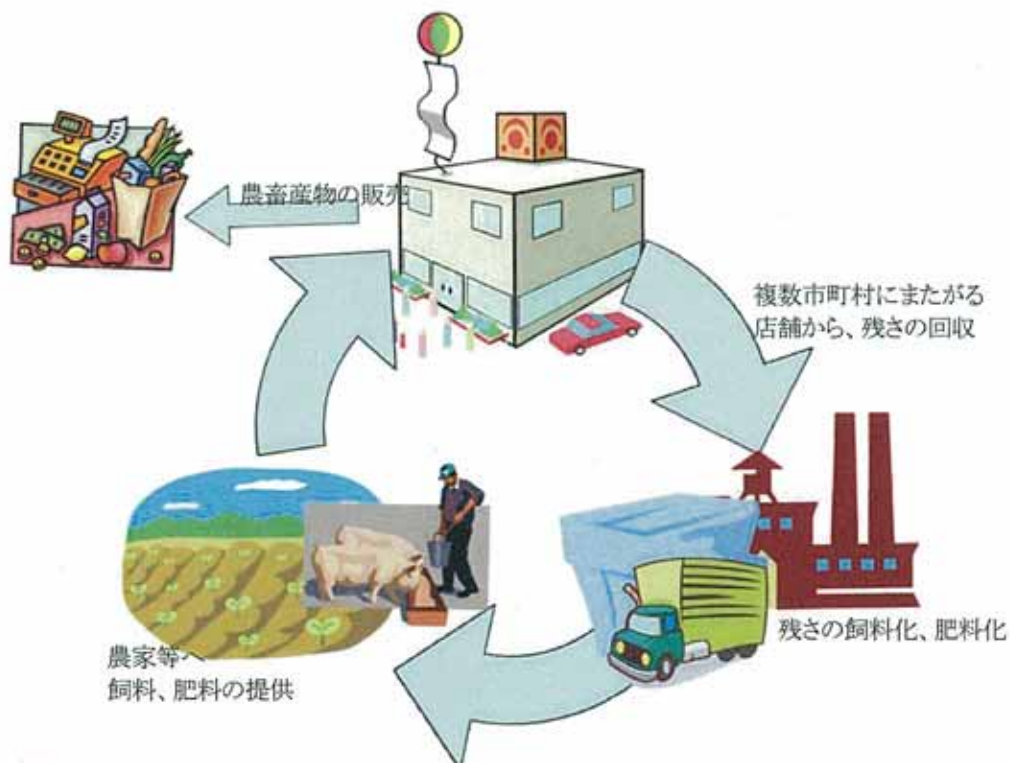
国産野菜の使用量の1年前と比べた変化



資料：農林水産省「加工・業務用野菜の取扱いに関する意識・意向調査」(2008年8月公表)

注：農林水産情報交流ネットワーク事業の流通加工業者モニターのうち、2008年6月下旬から7月上旬に野菜を原材料として使用している食品製造業(116人)及び外食産業(387人)を対象として実施。回答数は、食品製造業104人、外食産業331人、計435人

改正リサイクル法に対応した再生利用事業(リサイクル・ループ)の構築

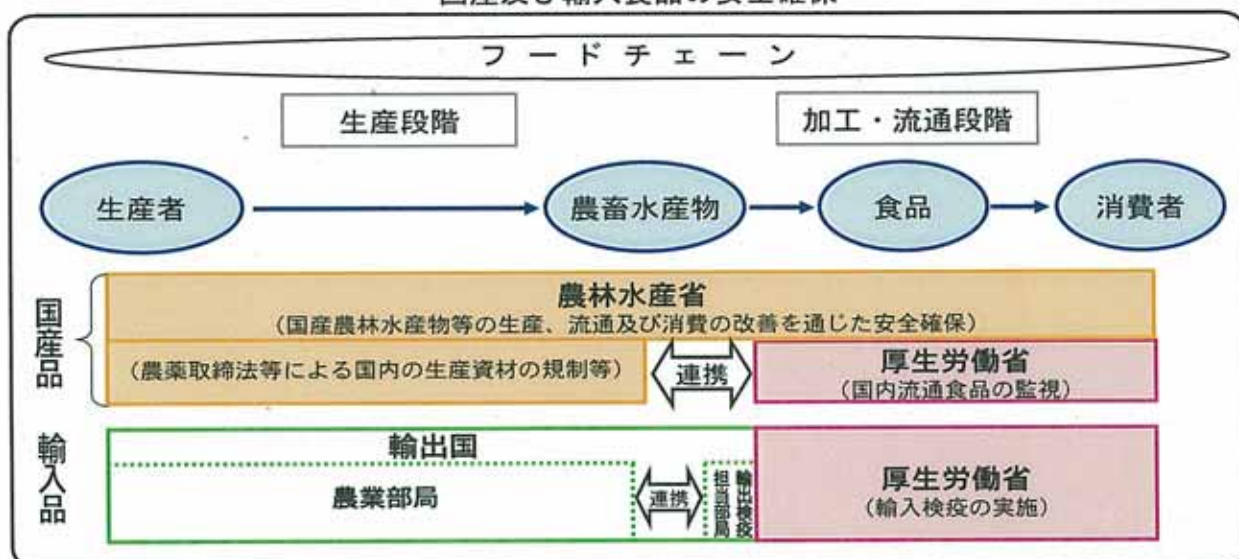


資料：農林水産省作成

(3) 食の安全と消費者の信頼の確保

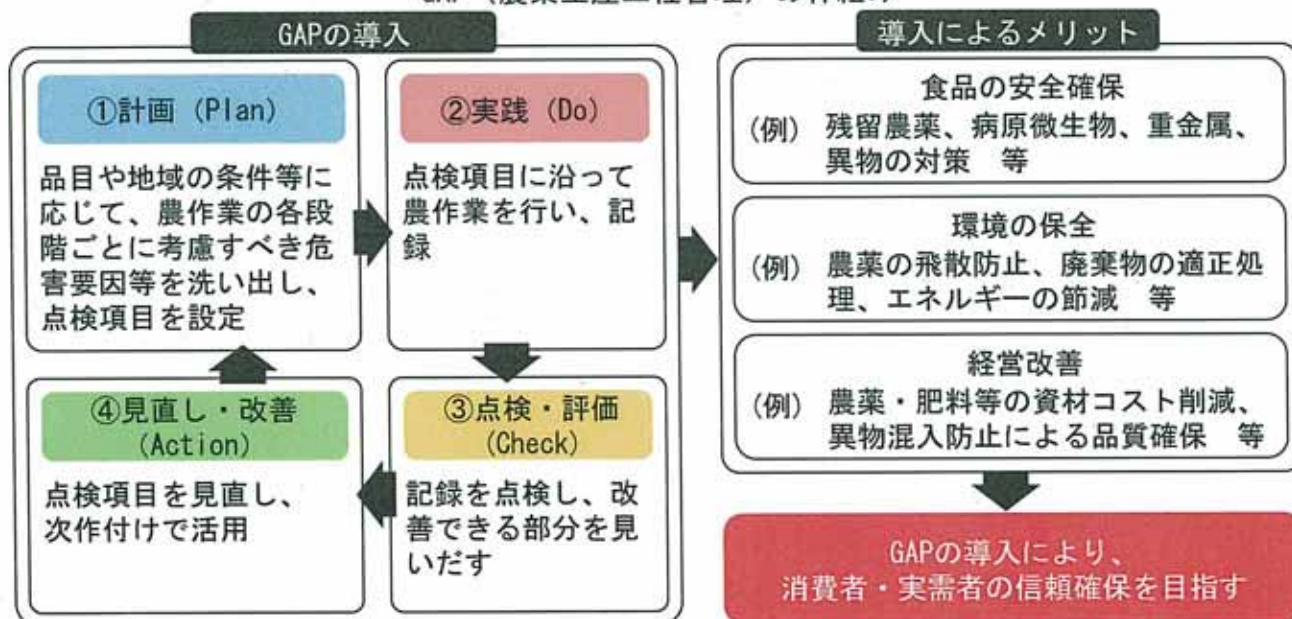
- 安全な食品を消費者に供給するためには、生産から食卓までを通じて安全の確保の徹底が必要であり、健康への悪影響を未然に防ぐためには、リスク管理が重要。
- 食品の安全確保に当たっては、生産工程の各工程を記録・点検することにより品質管理を行う工程管理手法を積極的に導入・推進する必要。食品産業においては、食品の安全確保のために、HACCP（^{ハザード}危害分析・重要管理点）手法の導入が重要。
- 一方、農業生産現場においては、2011年度までに野菜・果樹や米麦等の主要な産地（2千産地）においてGAP（農業生産工程管理手法）の導入を目指しており、これまでに1138産地（2008年7月末現在）で導入。

国産及び輸入食品の安全確保



資料：農林水産省作成

GAP（農業生産工程管理）の枠組み



資料：農林水産省作成

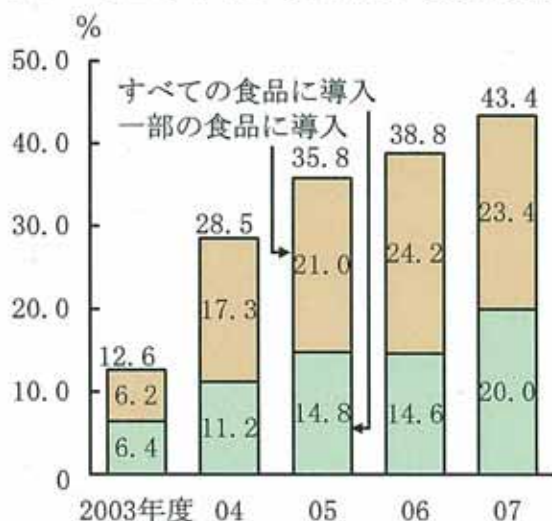
注：GAPとは、農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、(3)記録を点検・評価し、改善点を見だし、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」の手法

○2007 年末以降発生した輸入食品による薬物中毒事案については、原因究明と再発防止が急務。

○このようななか、消費者の信頼を確保するための取組として、トレーサビリティの取組が進展。トレーサビリティの確立は、①問題のあった商品を特定した迅速な回収、②問題の発生箇所の速やかな特定、③安全な流通ルートの確保が可能となり、問題が発生した際に生産者、消費者等にとって効果を発揮。

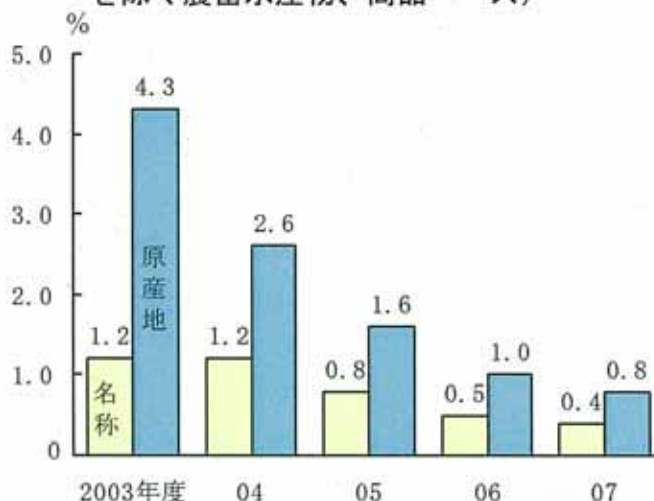
○また、食品業者による不適正表示も頻発。食品表示Gメンが警察等の関係機関と連携して厳しく取締りを行っており、小売段階の生鮮食品の表示は、原産地、名称とも不適正表示の割合は減少傾向。

トレーサビリティの導入状況（食品小売業）



資料：農林水産省「食品産業動向調査」

生鮮食品の不適正表示比率の推移（米穀を除く農畜水産物、商品ベース）



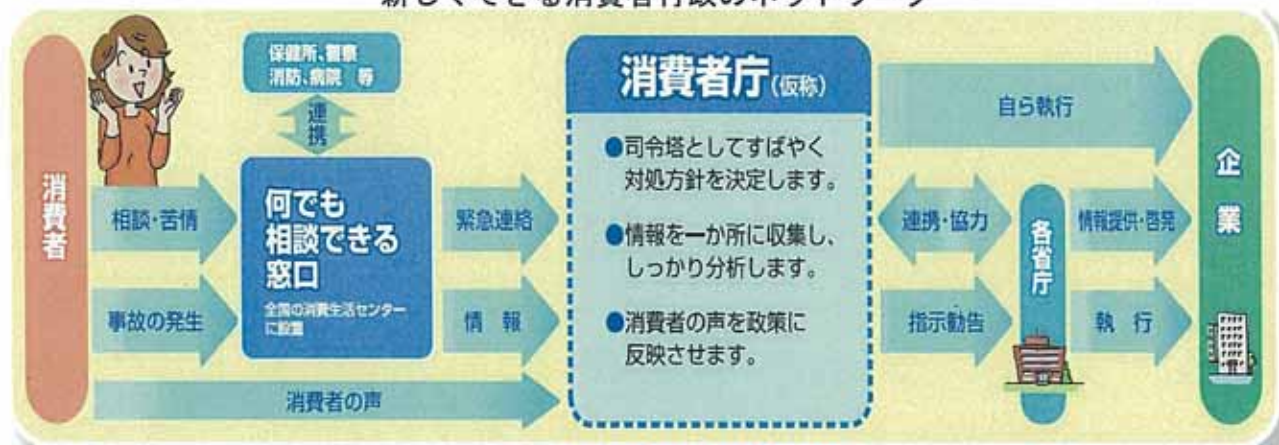
資料：農林水産省「生鮮食品の品質表示実施状況調査」
注：各年度とも小売店舗500万商品以上を対象として、名称及び原産地の表示状況を調査

○消費者の不安と不信を招いた様々な事件の発生を受けて、消費者の視点で施策全般を監視する「司令塔」として消費者庁（仮称）を設置するための法案を国会に提出。

○消費者庁は、商品・金融等の「取引」、製品・食品等の「安全」、「表示」等消費者に身近な分野で幅広く法律を所管し、自ら執行を行うとともに、各省庁の組織や専門的知見を活用して効率的に事務を実施。

○JAS 法の品質表示基準については、消費者庁が企画立案から執行まで行う一方、執行の一部（立入検査や報告徴収、改善指示）は、消費者庁と農林水産省が連携して実施。

新しくできる消費者行政のネットワーク



資料：内閣官房作成

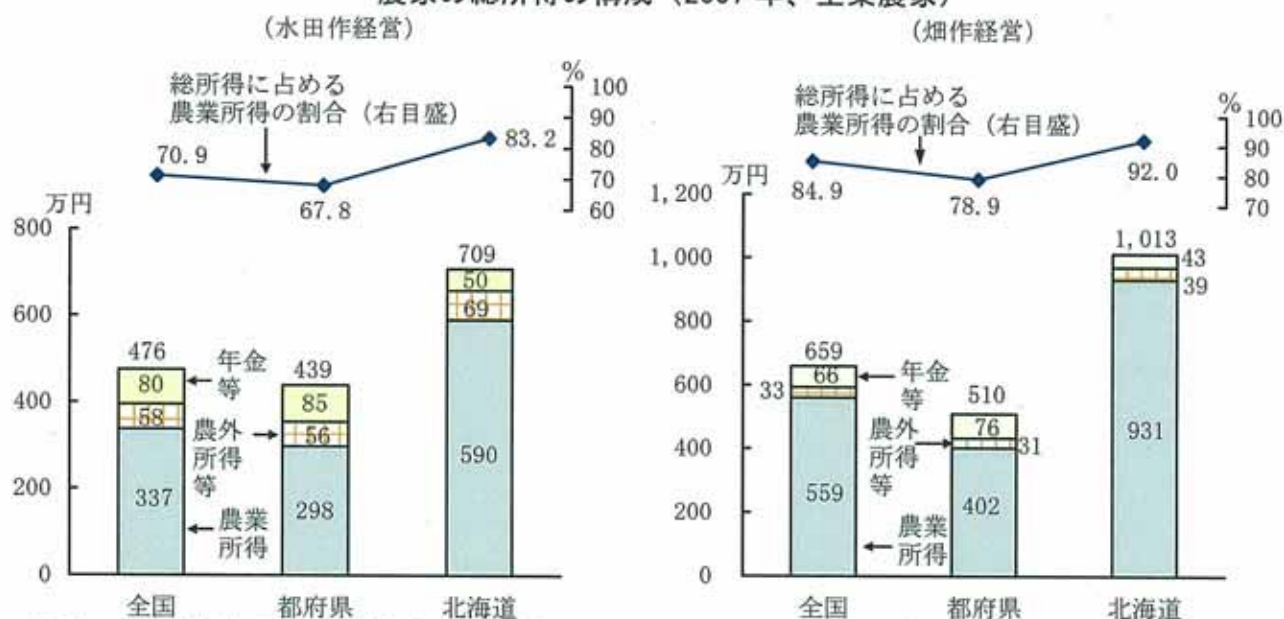
2 農業の体質強化と高付加価値化

(1) 農業経済の動向

○我が国の農業生産は、1985 年ごろを境に減少傾向。農業就業人口や、耕地面積、耕地利用率も縮小傾向。農業総生産額は、米の需要の減少などから、1985 年以降は減少傾向。

○主業農家の 1 戸当たり総所得（2007 年）は、農業生産資材価格の上昇により経営コストが増加したものの、水田作、畑作ともわずかに増加し、水田作は 476 万円、畑作は 659 万円。

農家の総所得の構成（2007 年、主業農家）



資料：農林水産省「農業経営統計調査（営農類型別経営統計（個別経営）」）

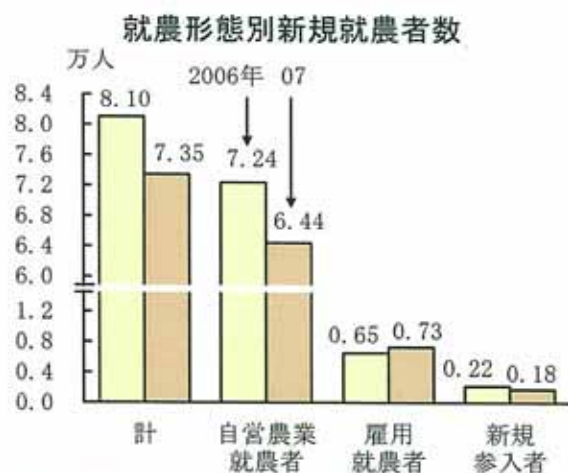
(2) 農業労働力の現状と見通し

(新規就農等の動向)

○基幹的農業従事者（2007 年）は 202 万人で、10 年前（1997 年）より 44 万人（17.9%）減少。また、65 歳以上層の割合は 6 割を占め、20 年前（2 割）の 3 倍。

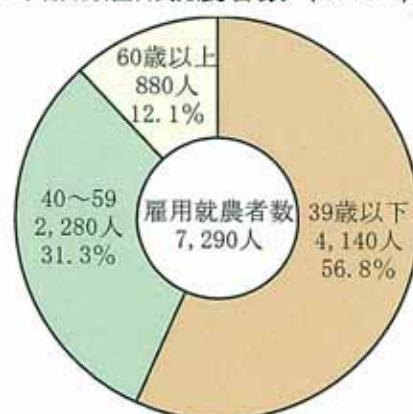
○新規就農者（2007 年）は前年より 9.3%（7,570 人）減少して 7 万 3,460 人。そのうち、60 歳以上が 5 割。また、雇用就農者は同 12.0%（780 人）増加し 7,290 人、うち、39 歳以下が過半。

○就農に関する相談活動や実践的な研修等により多様な就農ルートによる新規就農を促進。



資料：農林水産省「新規就農者調査」

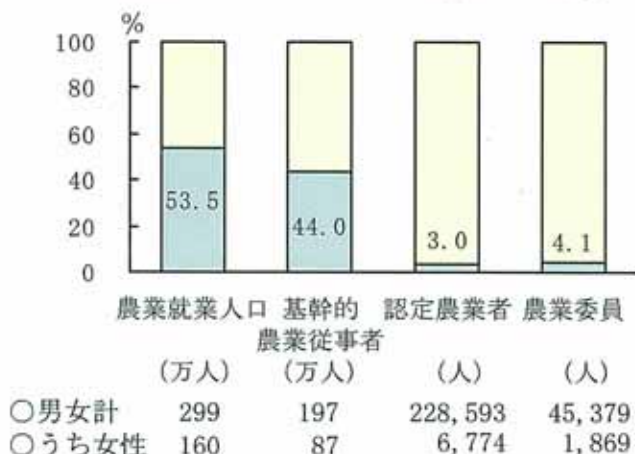
年齢別雇用就農者数（2007 年）



(女性農業者の参画推進に向けた取組)

- 女性農業者は農業就業人口や基幹的農業従事者の半数を占めるなど、重要な役割。一方、認定農業者や農業委員等に占める女性の割合は依然低い水準。
- 農村女性の起業活動は増加しているが、売上金額は300万円未満が6割。7割が食品加工、4割が朝市等の販売・流通に取り組み、その多くが地域の農産物を利用。
- 女性の役割を適正に評価し、女性の参画促進や起業活動をしやすい環境を整える必要。

認定農業者等に占める女性農業者の割合

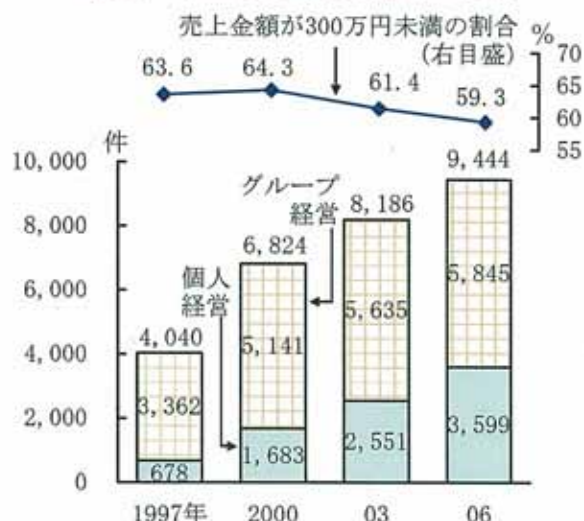


資料：農林水産省「農業構造動態調査」、農林水産省調べ

注：1) 認定農業者は2007年、農業委員は2005年の数値、それ以外は2008年速報値

2) 女性の認定農業者数は、女性の単独申請数(5,326)と夫婦による共同申請数(1,448)の計

農村女性の起業活動数等の推移

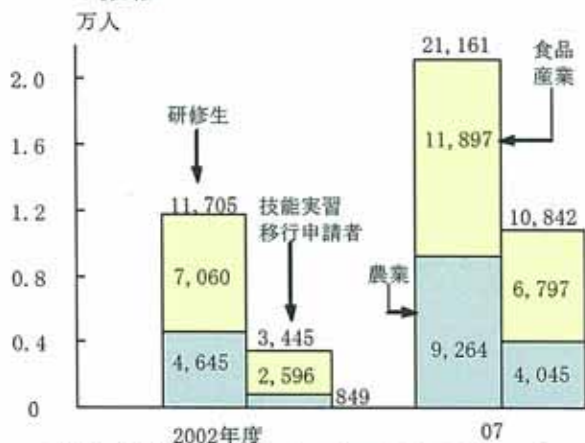


資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

(外国人研修生等の動向)

- 研修・技能実習制度において、農業・食品産業分野の外国人研修生は2.1万人、技能実習移行申請者が1.1万人(2007年度)で、ともに増加傾向。
- 一方、受入機関の不正行為認定件数も増加し、2007年は499機関で前年(229機関)の約2倍。管理体制の充実、運用の改善、制度の見直しへの検討等に取り組むことが重要。

外国人研修生及び技能実習移行申請者の推移



資料：農林水産省、(財)国際研修協力機構調べ

注：研修生には、実務研修を行わない者を含む。

研修・技能実習に関する類型別
不正行為認定件数(2007年)

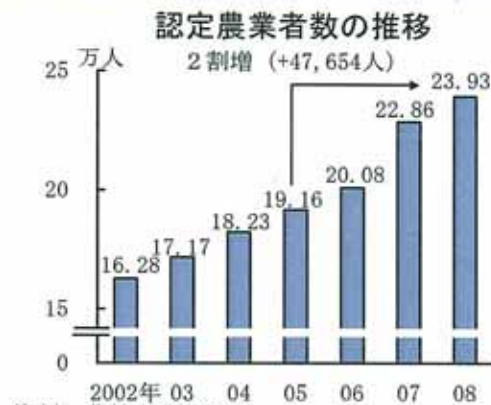
- ①申請とは異なる機関での研修生等の受入れ(115機関)
- ②研修生の「所定時間外作業」(98機関)
・研修生に対し、禁止されている時間や休日に作業を行わせた場合
- ③研修・技能実習計画との齟齬(36機関)
- ④虚偽の申請書類・監査報告書等の提出(22機関)
- ⑤労働関係法規違反(178機関)
・最低賃金法、労働基準法等の違反

資料：法務省調べ

(3) 担い手の育成・確保と農地の有効利用の促進

(担い手の育成・確保の取組)

- 認定農業者の数は、農業就業人口が減少するなかで着実に増加。特に 2007 年産からの水田・畑作経営所得安定対策の導入もあって近年大きく増加しており、2008 年 3 月末で 23 万 9,287 経営体と 3 年間で 2 割増加。認定農業者の年齢構成は、高齢層の割合が高まっているものの、若年・壮年層が 8 割。
- 集落営農の数は、水田・畑作経営所得安定対策の導入もあって近年は増加しており、2008 年で 13,062。集落営農の規模は地域によってまちまちであるが、平均的には経営耕地 37ha、構成農家 40 戸。
- 農地の権利を取得できる農業生産法人の数は年々増加しており、2008 年は 10,519。若い新規就農者の重要な就職先として期待。



(水田・畑作経営所得安定対策の取組)

- 2008 年産の水田・畑作経営所得安定対策の加入申請状況については、全国で 84,274 経営体から申請があり、07 年産に比べ 16.4% (11,843) 増加。そのうち認定農業者は 78,619 経営体 (対前年比 17.3%増)、集落営農組織は 5,655 経営体 (同 5.0%増)。
- 作付予定面積は、米と大豆で前年より 1 割増加したが、それ以外の品目はほぼ前年並み。
- 08 年産から導入された市町村特認による加入は 10,569 経営体で、加入申請経営体全体の 12.5%。市町村特認の適用数が最も多いのは新潟県で 3,162 経営体であり、北海道や東北などの米どころで多く活用。
- 水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農は東北・九州で規模の大きな組織の割合が高く、東海・中国四国等で規模が小さい組織の割合が高い傾向。

2008 年産加入申請経営体数と品目別作付予定面積

(加入申請経営体数) (単位：経営体)

	経営体数	対前年増減数	増減率
合計	84,274	11,843	16.4%
認定農業者	78,619	11,574	17.3%
うち個人	74,540	11,125	17.5%
うち法人	4,079	449	12.4%
集落営農組織	5,655	269	5.0%
うち特定農業法人	1,768	72	4.2%
うち準ずる組織	3,887	197	5.3%

(品目別作付予定面積) (単位：ha)

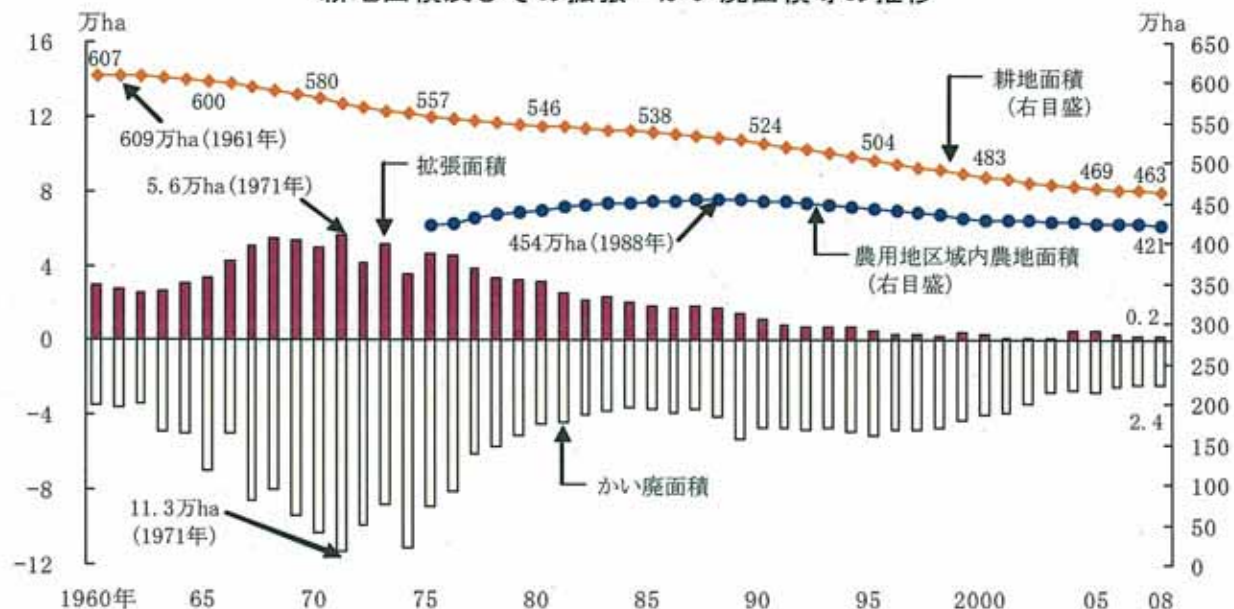
	作付予定面積	対前年増減数	増減率
米	471,902	35,033	8.0%
認定農業者	359,906	29,368	8.9%
集落営農組織	111,996	5,665	5.3%
4 麦	254,953	1,093	0.4%
認定農業者	188,308	1,015	0.5%
集落営農組織	66,645	78	0.1%
大豆	120,054	9,980	9.1%
認定農業者	77,453	7,101	10.1%
集落営農組織	42,601	2,880	7.3%
てん菜	65,585	▲ 441	▲0.7%
でんぶん原料用 ばれいしょ	21,223	▲ 968	▲4.4%

資料：農林水産省調べ

(農地の確保と有効利用の促進)

- 耕地面積は、1961年の609万haをピークに一貫して減少し、2008年の耕地面積は462万8,000ha。耕地のかい廃要因をみると、耕作放棄と宅地等への転換が大部分。
- 全耕地面積のうち担い手が経営する面積の割合は4割。農地価格は、実納小作料と比べて高水準にあり、売買による担い手への農地の集積は進みにくい状況。

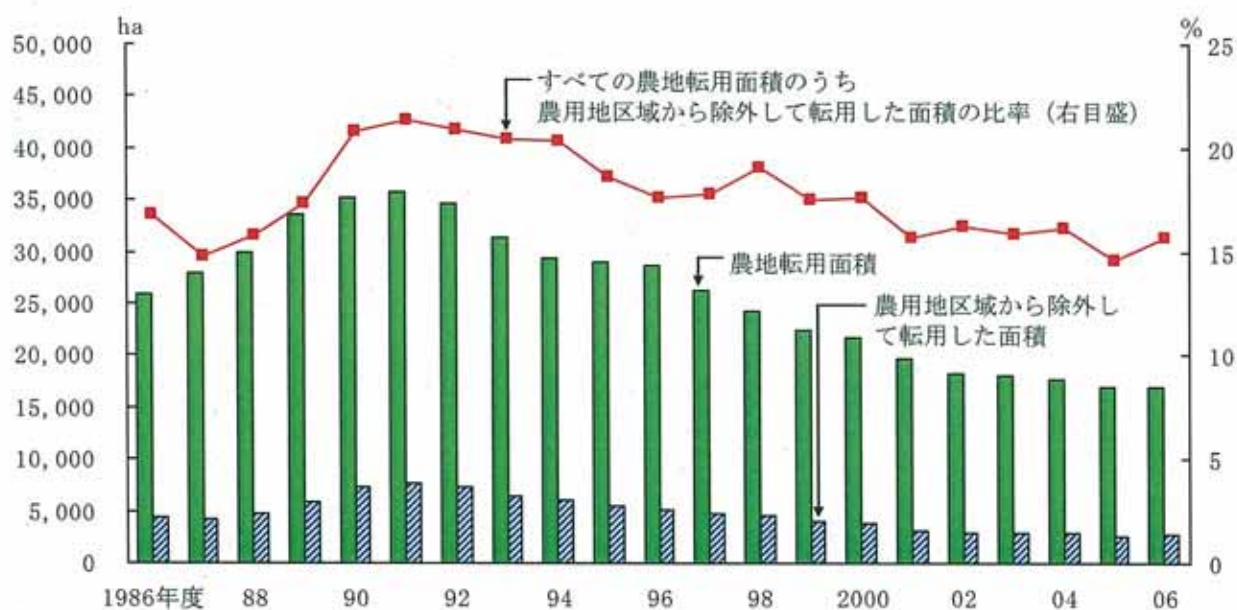
耕地面積及びその拡張・かい廃面積等の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

- 農地転用面積は、近年減少傾向で推移。そのうち、農業振興地域制度のもとで農業上の利用を図るべき土地として設定された農用地区域から除外して転用した農地の比率は、1990年代の20%程度より下落しているが、15%程度で推移。

農地転用面積及びそのうち農用地区域から除外して転用した面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

- 耕作放棄地面積は1985年以降増加し、2005年には38.6万ha（農林業センサス）。耕作放棄地の発生は、農業生産にとって最も重要な資源である農地の確保・有効利用による食料供給力確保に支障。また、多面的機能の低下を招くなど、その発生防止と解消を図ることが喫緊の課題。
- 耕作放棄地の状況にきめ細かく対応していくため、国と地方が一体となって耕作放棄地全体調査を実施。これにより農業利用すべきとされた土地については、関係者の話し合いにより市町村が解消計画を策定。
- 耕作放棄地の解消には多くの課題・困難があるが、取組の重要なポイントは、「多様な主体の参画・協働による合意形成」、「導入作物の検討・販路の確保」、「土地条件の整備」。
- 農業生産の最も基礎的な要素である農地を確保し、有効利用を進めていくため、「農地改革プラン」（2008年12月公表）に沿って、本国会への関連法案の提出を予定。

耕作放棄の発生原因（複数回答、上位2つまで）



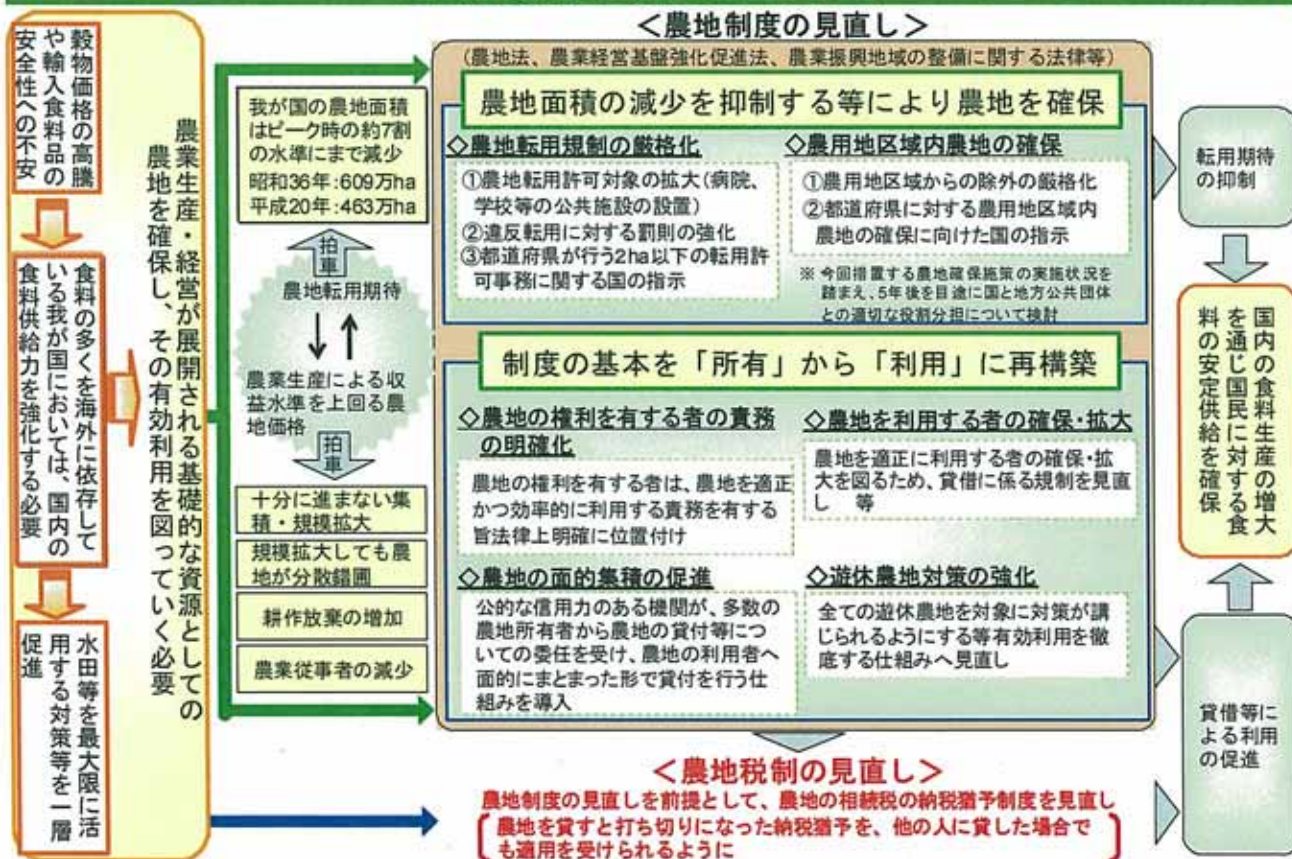
資料：（財）農政調査委員会「農業振興地域・農地制度等の実態把握及び効果分析に関する調査」

注：1）2004年2月に全3,170市町村を対象に調査したもの（回収率67.4%）

2）数値は、回答市町村数の構成比

3）「その他」には、「相続による農地の分散化」（2.9%）、「道路条件が悪く通作が不便である」（2.7%）、「土地の買占め」（0.6%）が含まれる。

農地制度の見直しについて



資料：農林水産省作成

(麦、大豆、野菜・果実等の生産と政策)

○小麦は、2015年の生産努力目標に達しているが、品質面で課題があり、良質な新品種への計画的な転換・品質管理の徹底等が必要。大麦・裸麦は、生産努力目標を達成しておらず、国産ニーズの高まりに対応して生産性向上、新品種の導入等の取組が必要。

○大豆は生産量が不安定であり、安定生産に課題。このため、単収向上や品質向上に向けた基本技術の励行のほか、新技術・新品種の導入等が必要。

麦及び大豆の生産動向



資料：農林水産省「作物統計」、「農業経営統計調査（農産物生産費統計）」
注：08年は概数値

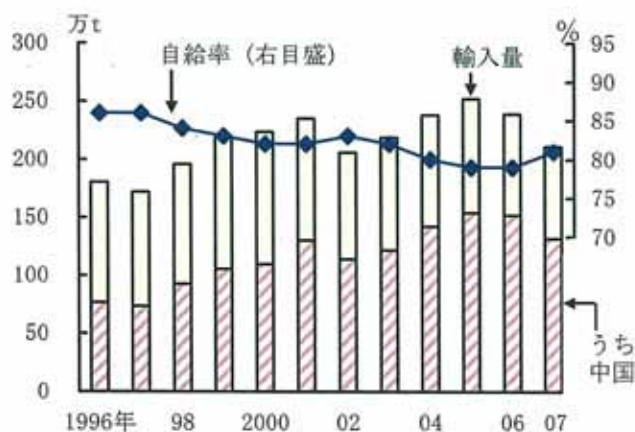


資料：農林水産省「作物統計」、「農業経営統計調査（農産物生産費統計）」

○野菜の輸入量は2005年をピークに低下傾向。2008年（1～11月）の中国産の輸入量は前年同期比2割減。増加する加工・業務用需要に対応して、自ら国産農産物を購入して実需者に安定供給する「中間事業者」の育成等、安定供給システムの確立を推進。

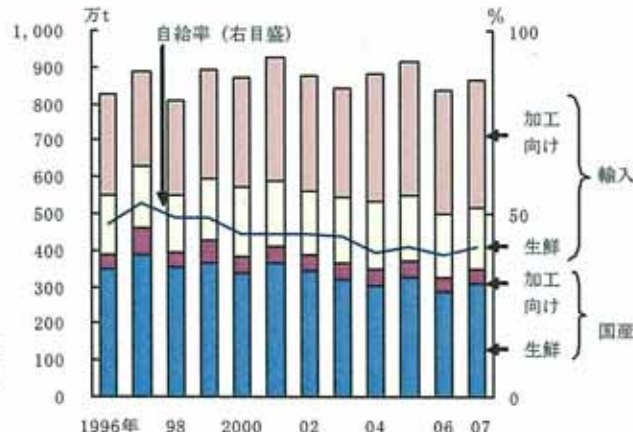
○果実は、担い手の減少、高齢化等により生産量は減少傾向。一方、高品質な果実の輸出は近年大幅に増加。担い手の経営安定、産地の競争力強化に向けて果樹経営支援対策・果実需給安定対策を実施。

野菜の輸入量及び自給率の推移



資料：財務省「貿易統計」、農林水産省「食料需給表」
注：1) 自給率は重量ベースで、年度の数値
2) 輸入量は、加工品を含む数値

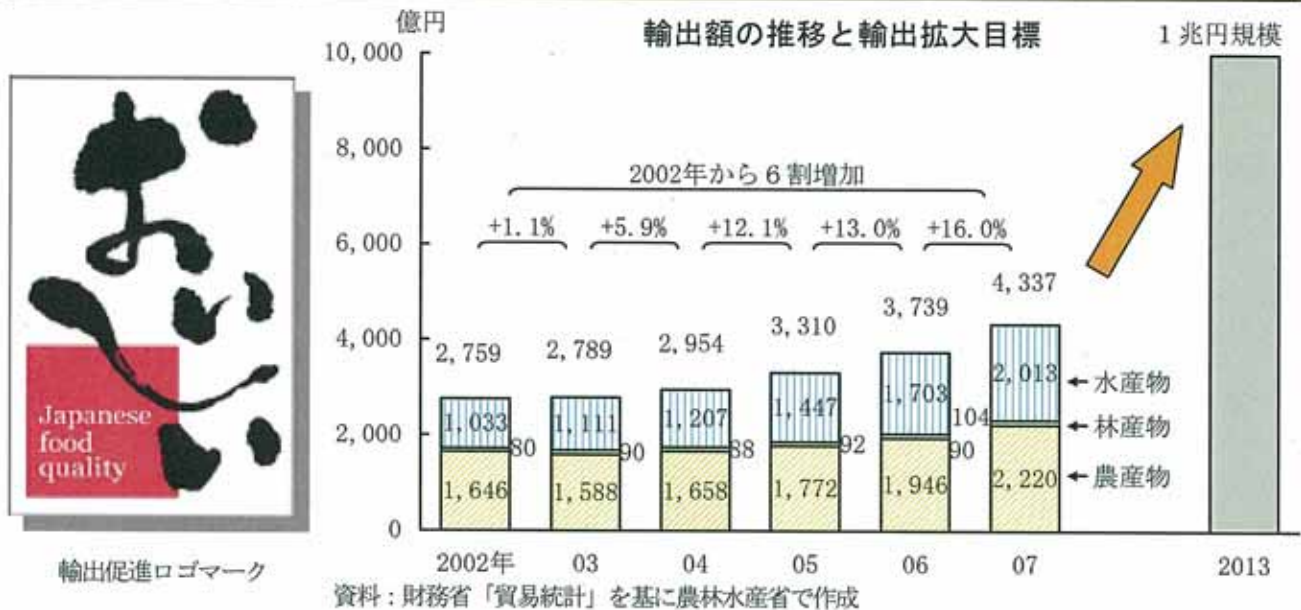
果実の国内生産量、輸入量及び自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、農林水産省調べ
注：1) 自給率は重量ベースで、年度の数値
2) 輸入量は、生鮮換算した数値

(4) 農業の高付加価値化等に向けた取組 (農林水産物・食品の輸出促進の取組)

- 農林水産物・食品の輸出は増加傾向にあり、2007年の輸出額は前年より16%増加して4,337億円。輸出先は米国、アジアが中心であり、りんご、牛肉等の輸出が伸びている。
- 一方、2008年(1～11月累計)は、農産物・林産物の輸出は伸びている一方、水産物の輸出が減少していることにより、前年同期比1.9%増の3,946億円。
- 2008年6月、さらなる輸出の拡大に向けて、商標問題への対応の具体化、重点個別品目の追加等を行うために「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」を改訂。

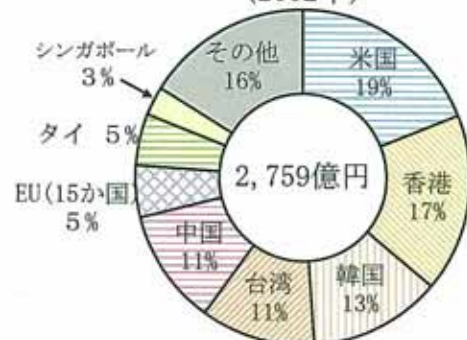


輸出が大きく増加している農産物の例

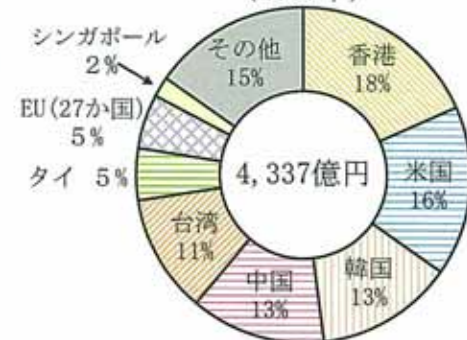
品目	2007年輸出額	対前年比	対2002年比	備考
米 (援助米を除く)	5億円	124%	244%	寿司などの日本食ブームを受けて、台湾、香港、米国等で人気
りんご	80億円	140%	301%	台湾で、大玉のりんごが贈答品として人気
牛肉	20億円	312%	1547%	米国、香港向け輸出が本格化
清涼飲料水	81億円	120%	178%	アラブ首長国連邦をはじめとして日本特有の商品の需要が堅調
菓子	115億円	115%	175%	経済成長に伴うアジア諸国の購買力の増加により輸出が増加

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

輸出先国の分布 (2002年)



(2007年)

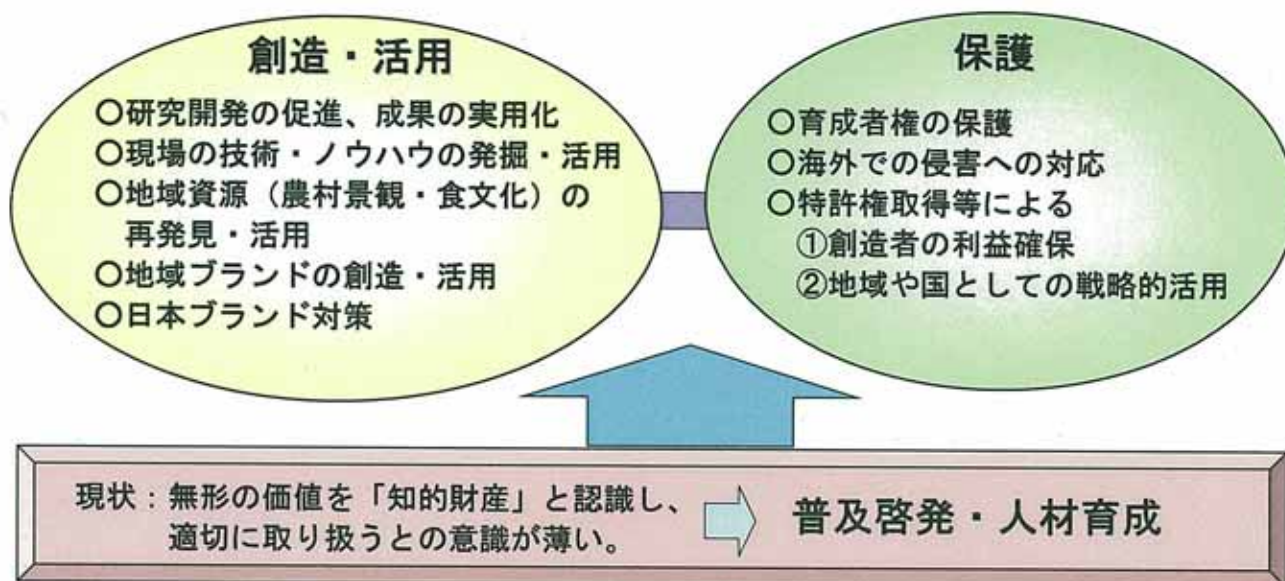


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

(知的財産の戦略的な創造・保護・活用の取組)

- 2007年に策定された「農林水産省知的財産戦略」に基づき、研究開発を活用した新需要・新産業創出、身近な景観や食文化等地域資源の再発見・活用等を推進。地域ブランドについては「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を設立するなど発掘・創造を支援。
- 知的財産の保護については「東アジア植物品種保護フォーラム」が設置されるなど、権利侵害への対応を強化。
- また、農林水産業者・研究者・普及指導員等への意識啓発、知識の普及を推進。

農林水産省知的財産戦略のポイント

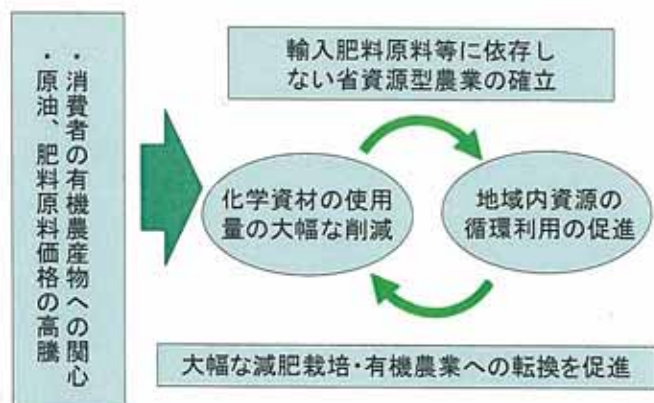


資料：農林水産省作成

(研究・技術開発の推進状況)

- 食料・環境・エネルギー問題に対応し、食料供給力と食の安全を支え、地球環境問題に応える研究・技術開発を加速化。
- 特に、米粉のパン、めん類への利用技術の開発を推進するとともに、収量を低下させずにリン投入量を削減する生産技術や保温効果の高い空気膜フィルム等施設園芸における新素材の開発等、省資源・省エネ型農業の確立に向けた技術開発を推進。
- また、農業の新たな可能性の開拓に向けて、ゲノム情報を活用した画期的な作物の開発等を推進。

省資源型農業確立のための研究開発



資料：農林水産省作成

食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する画期的な作物の開発



資料：農林水産省作成

(5) 資源・環境対策の推進

○京都議定書の約束の確実な達成に向け、2008年7月に「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を改定。①低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献、②農林水産分野における省CO₂効果の表示の推進、③農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用を地球温暖化防止策に追加し、戦略を強化。

農林水産省地球温暖化対策総合戦略の概要

地球温暖化防止策

- ①削減目標値の達成に向け施策を加速化
 - 森林吸収源対策
 - バイオマス資源の循環利用
 - 食品産業等の環境自主行動計画
- ②新たな削減目標値の設定と達成に向けた施策を推進
 - 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
(2010年度までに年間約17万4千CO₂t削減)
 - 環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減
(2010年度までに年間約18万1千CO₂t削減)
 - 漁船の省エネルギー対策
(2010年度までに年間約4万7千CO₂t削減)
- ③その他の排出削減の取組を推進
 - 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用
- ④各温暖化防止策を推進する体制の構築
 - 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献
 - 農林水産分野における省CO₂効果の表示の推進

地球温暖化適応策

- ①地球温暖化適応策の推進
 - 既存技術の生産現場への普及・指導
 - 新たな技術の導入実証
 - 影響評価に基づく適応策の推進
- ②技術開発等の推進
 - 生産安定技術の開発(高温耐性品種の育成等)
 - 農林水産業への影響に関する予測研究
 - 影響予測に基づく適応技術の開発

農林水産分野の国際協力

- ①違法伐採対策等の持続可能な森林経営の推進
 - 違法伐採問題の解決に向けた取組
 - 途上国における持続可能な森林経営の推進に向けた支援
 - 国際ルールづくりへの積極的な参加・貢献
- ②我が国の人材・技術を活用した協力
 - 地球温暖化問題の解決に向けた国際研究機関との共同研究の推進

農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進し、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業を実現

資料：農林水産省作成

- 低炭素社会の実現に向けて、化石資源への依存を減らすことが重要であり、施策横断的に地域全体で温室効果ガス吸収・削減の取組を推進。
- 省エネルギー型の生産技術体系への転換や肥料の使用の低減等省CO₂効果の高い取組により生産された農水産物を、消費者の選択に資するよう表示のあり方を検討するなど、農林水産分野における省CO₂効果の表示を推進。
- 我が国の農地土壌における温室効果ガスの排出削減・吸収増加について、農地土壌への炭素貯留に効果の高い土壌管理や水田の水管理等の営農体系を確立するとともに、より一層科学的知見を集めつつ国際交渉に積極的に参画。

省CO₂効果の表示

生産者の努力



環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減

木質ペレットボイラーの導入など、木質バイオマス燃料の利用

農林水産業の現場の
努力を表示

消費者の選択



食材を選んで地球温暖化防止
CO₂排出量を削減して生じた食材で



表示のイメージ

資料：農林水産省作成

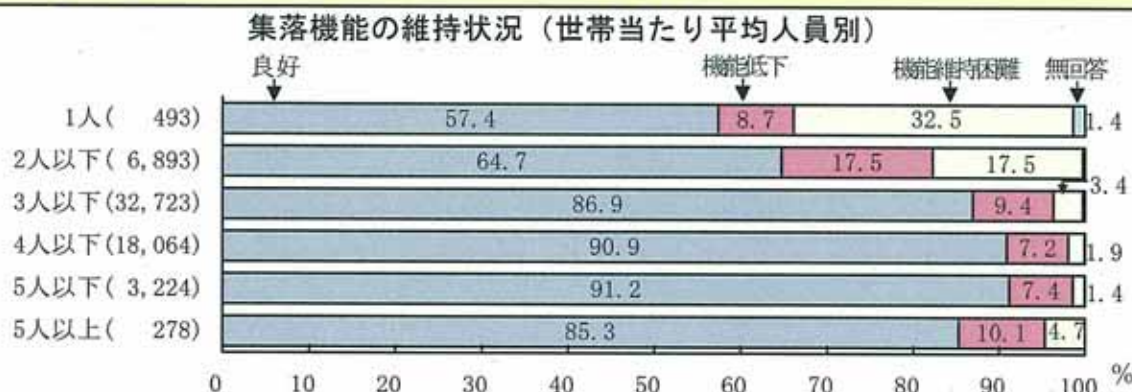
○バイオマスタウン構築の加速化について、構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等を支援。2010年までに300程度の市町村での構築が目標とされており、これまで159市町村（2008年11月末時点）が構想を公表。

3 農村地域の活性化と共生・対流の促進

(1) 農村地域の現状

(農村と農業集落の現状)

- 我が国の人口は、今後長期にわたって減少。特に地方圏では人口が大きく減少し、2035年には現在の人口の8割程度となると推計。
- 農業集落は、農業生産にとどまらず地域の様々な役割を担っており、現在、全国には13万9千の集落が存在し(2005年)、そのうち農業集落としての機能を維持しているのは11万900集落(全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く)。
- 過疎地域等においては、世帯数が9戸以下の集落の5割、高齢者割合が50%以上の集落の4割で、集落機能が低下もしくは集落機能の維持が困難。世帯当たり平均人員が2人以下になると、集落機能の低下もしくは維持困難とする割合が増加。



資料：国土交通省「維持・存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用に関する方策検討調査」(2008年3月公表)

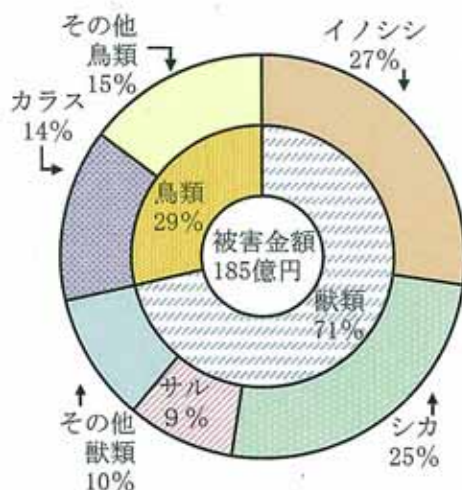
注：1) 1999年度時点の過疎市町村及び2006年度時点の過疎市町村775を対象としたアンケート調査(回答率100%)

2) ()内は集落数

(鳥獣被害の現状と対策)

- 近年、農山漁村の過疎化、高齢化や狩猟者の減少、高齢化等により、鳥獣による農林水産業への被害は全国的に深刻化・広域化。農作物被害金額は200億円前後で推移しており、その7割が獣類、3割が鳥類によるもの。
- 「鳥獣被害防止特措法」(2008年2月施行)に基づき、市町村が主体的に被害対策に取り組むことが可能となり、被害防止計画を定めた市町村による個体数調整や被害の防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援。

野生鳥獣による農作物被害状況(2007年度)



資料：農林水産省調べ

具体的な被害防止施策等の例

捕獲対策

- 市町村職員、農林漁業団体職員、狩猟者、農林漁業者等による鳥獣被害対策実施隊を設置し、わな免許等狩猟免許の取得を促進するなど、新たな被害対策の担い手を育成
- 安全で効果的な箱わなの導入
- 捕獲鳥獣の処理加工施設の整備等、肉等地域資源としての活用の促進

捕獲以外の被害防止施策等

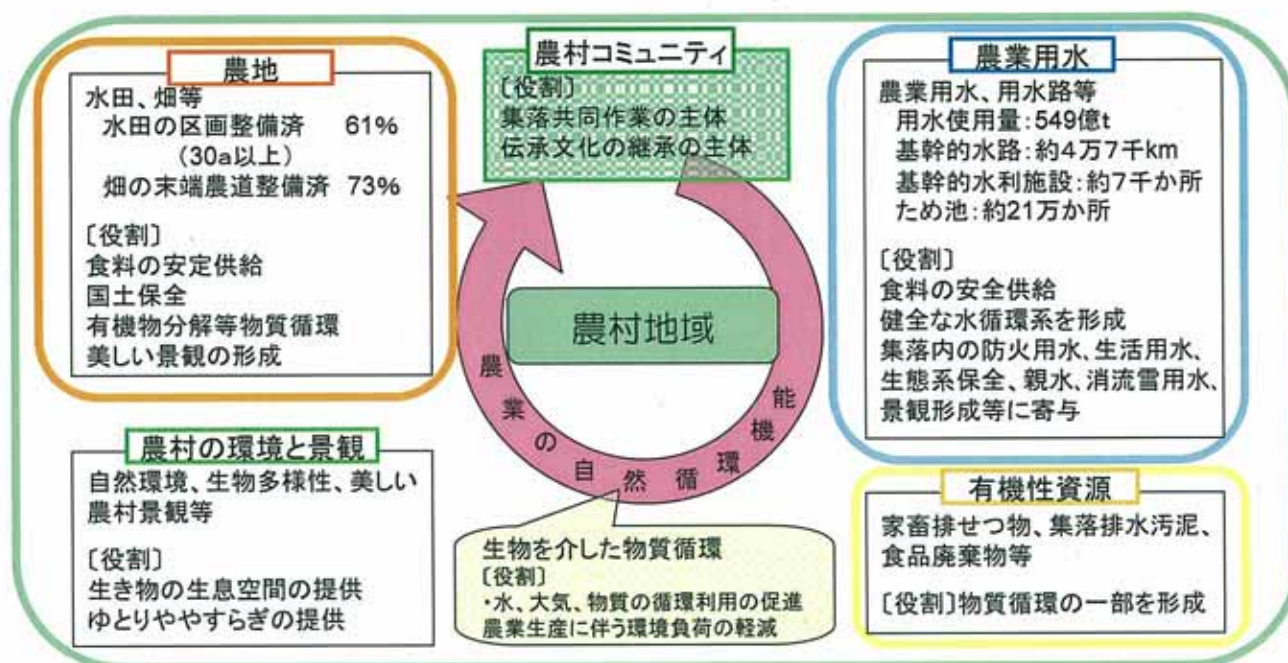
- 広域地域が一体となった防護柵の設置
- 鳥獣の隠れ場所となるやぶ等の刈払いによる緩衝帯の設置(刈り払い後の牛等の放牧や食害されにくい作物の導入等)
- 犬等を活用した追払いの実施
- 鳥獣の餌となる生ごみや農作物の収穫残さ等の適正な管理
- 地域における技術指導者の育成や地域住民等に対する知識の普及
- 生息環境の整備や保全に資するため、地域の特性に応じた間伐の推進、広葉樹林の育成等

資料：農林水産省作成

(2) 農村の資源等の保全・向上に向けた取組

- 農山漁村は農業と林業、水産業が相互に密接にかかわりを有しており、生産基盤である農地、森林、海域が水や大気、物質の循環に貢献しつつ様々な多面的機能を発揮。
- 農村には農地・農業用水等の資源が存在し、それらが適切に管理されることが農業の多面的機能の発揮の前提。

農村資源の概要



資料：農林水産省作成

- 2008年度の「農地・水・環境保全向上対策」の取組は、導入した前年に比べて活動組織数、取組面積とも増加。営農活動支援の取組は、取組面積が5割増加するなど大幅に増加。

農地・水・環境保全向上対策の取組状況（2008年11月15日現在）

	2008年度	2007年度	増減率
活動組織数	18,978 (2,577)	17,122 (2,042)	10.8% (27.0%)
取組面積	136.2万ha (6.6万ha)	116.0万ha (4.3万ha)	17.4% (53.5%)

資料：農林水産省調べ

注：（）は、営農活動支援に係るもので内数

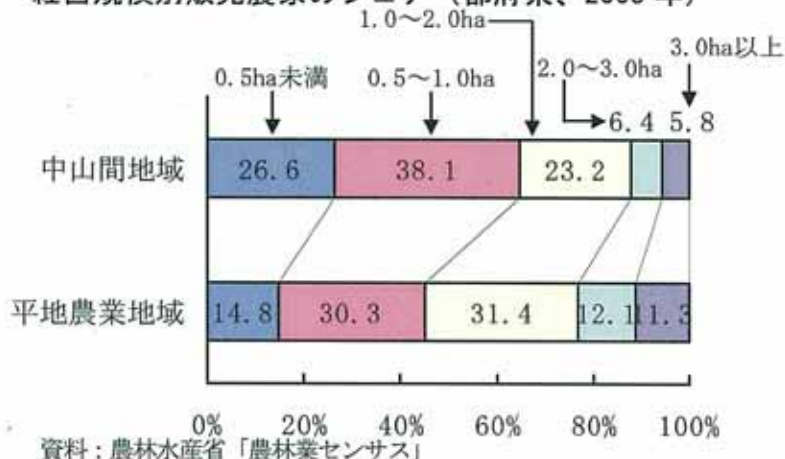
- 我が国の6割は中山間地域であり、農家戸数、農業産出額は全国の4割。流域の最上部に位置することから、農業の多面的機能は下流域の都市住民を含む多くの国民が享受。
- 他方、傾斜や小区画・不整形等の農地の制約、過疎化・高齢化等により経営規模や経営コスト等において平地と格差があり、耕作放棄による農業の多面的機能の低下が懸念。
- 2000年度より、中山間地域等において農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保する観点から、農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度が導入。
- 2000年から5年間では、制度に取り組んだ66.5万haの農用地において耕作放棄の発生が防止されるなど、耕作放棄の発生抑止に一定の効果。2005年度からは、集落の具体像を明らかにし、担い手の育成、生産性の向上、集落間連携の強化を推進するなど、新たな対策として実施。
- 2007年の中間年評価では、評価の対象となった2万8千の集落協定のうち、95%が「優」または「良」となるなど、地域において制度が順調に取り組まれていると評価。また、集落内での話合いの回数が増え、都道府県、市町村は、地域等の活性化にも効果ありと評価。

中山間地域の状況（2005年）

（単位：万ha、万戸、万人）

	全国	うち中山間地域	
総土地面積	3,718	2,408	65%
総世帯数	4,957	605	12%
総農家数	285	124	43%
総人口	12,777	1,741	14%
農家人口	837	333	40%

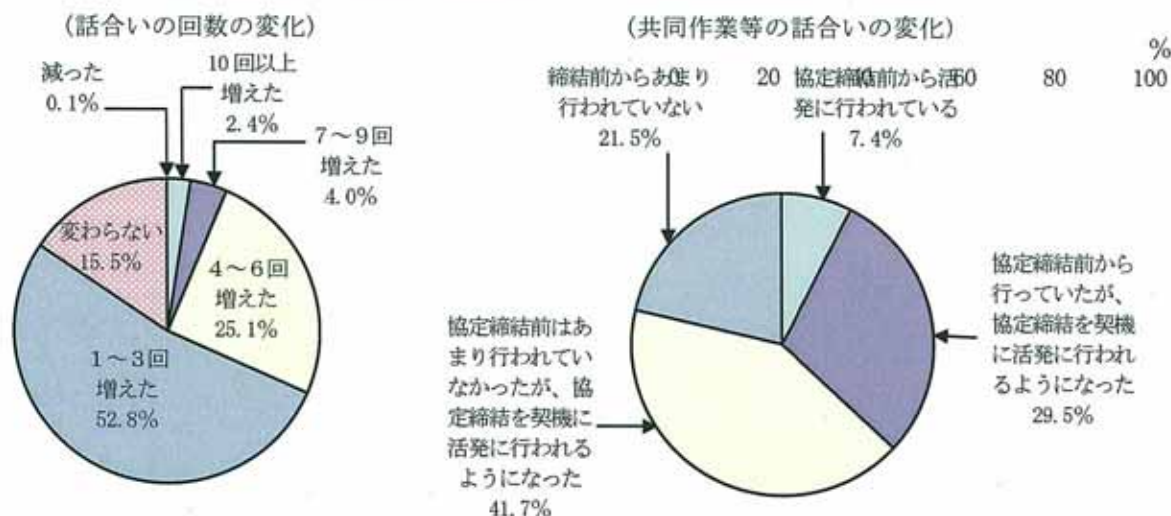
経営規模別販売農家のシェア（都府県、2005年）



資料：農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」

注：中山間地域の右欄は対全国比

中山間地域等直接支払制度による集落での話合いの変化



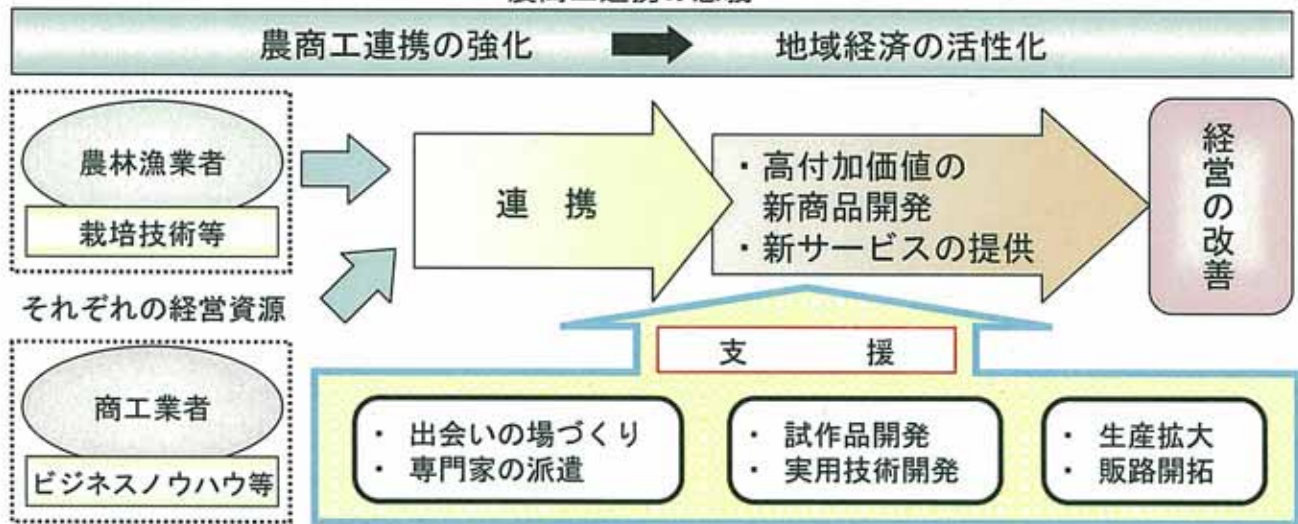
資料：農林水産省「中山間地域等直接支払制度中間年評価の結果」（2008年6月公表）

注：集落協定等の代表者に対するアンケート調査

(3) 農商工連携等を通じた農村経済の活性化

- 日本経済は、このところ悪化している。地域経済の活性化に向けて、地域の基幹産業である食品産業等と農林水産業が連携を強化し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等新たな地域ビジネスの展開を促進するとともに、街中商店街をはじめとする農産物直売所の設置等を支援することが重要。
- また、食料自給力・自給率の向上のためにも、国産農産物の生産と消費をつなぐ取組の強化が重要。
- このため、各地域において、「農商工等連携促進法」(2008年7月施行)をはじめとする支援により、農林漁業者と食品事業者が連携して高付加価値の新商品開発、新サービスの提供等の様々な取組が促進され、雇用の創出や地域全体の所得向上に結び付くことが期待。

農商工連携の意義



資料：農林水産省作成

<事例：農商工連携の取組>

北海道ナッツ(ペポカボチャの種)を活用した機能性菓子の開発

あさひかわし なよろし
北海道旭川市、名寄市

機能性食品で連携

菓子製造技術と高品質作物の栽培技術を活かして、泌尿器系疾患の予防に効果があるといわれているペポカボチャの種を原料にした新商品の焼き菓子を開発・販売。機能性と北海道の四季をイメージした商品構成。



健康果実アドベリー産地化と地域ぐるみのブランド化

たかしまし
滋賀県高島市

ブランド化で連携

地域が一体となって、稀少果実であるニュージーランド産のボイズベリーを地域名(安曇川：アドガワ)を冠した「アドベリー」として産地化。

栽培指導と果実の一元管理、新商品開発と専門家による認定を実施。百貨店、道の駅、地元スーパー等で販売。



IT技術を活用した牛の繁殖経営の安定化

みやざきし
宮崎県宮崎市

IT導入で連携

通信機器製造業者、開発販売業者、大学・研究機関、酪農組合が連携して、牛の発情を発見できる装置を開発。

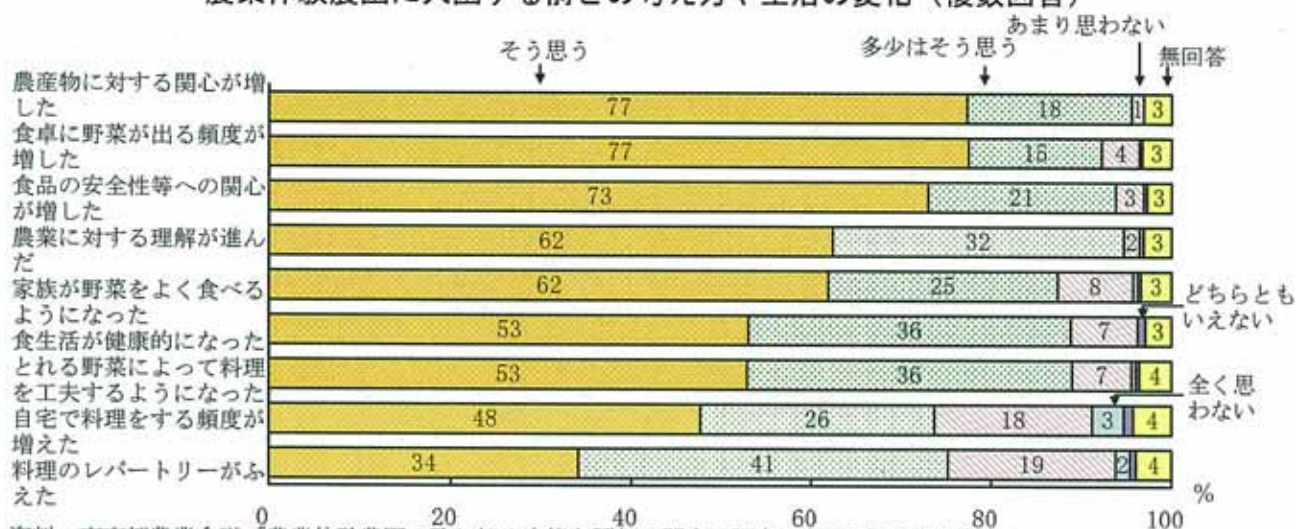
適時の人工授精と分べん間隔の短縮を実現することにより、農家の経営安定化に貢献・全国で約800戸の畜産農家で導入済み。



(4) 共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化 (都市農業の重要性)

- 都市農業は、都市住民への新鮮な農産物の供給にとどまらず、緑地空間や景観の形成、市民農園を利用した農業体験・交流活動の場の提供、都市部の気候緩和、災害時の避難場所といった様々な役割を發揮。
- 市民農園は、都市住民が身近に農業を体験し、健康増進や生きがいづくり、ふれあいの場として年々増えており、2007年度末には全国で3,273農園、過去5年間で16%増加。
- 農業体験農園は、健康増進や生きがいづくり、ふれあいの場として増加。入園後に「農産物に対する関心が増した」「食卓に野菜が出る頻度が増した」など副次的な効果。

農業体験農園に入園する前との考え方や生活の変化（複数回答）



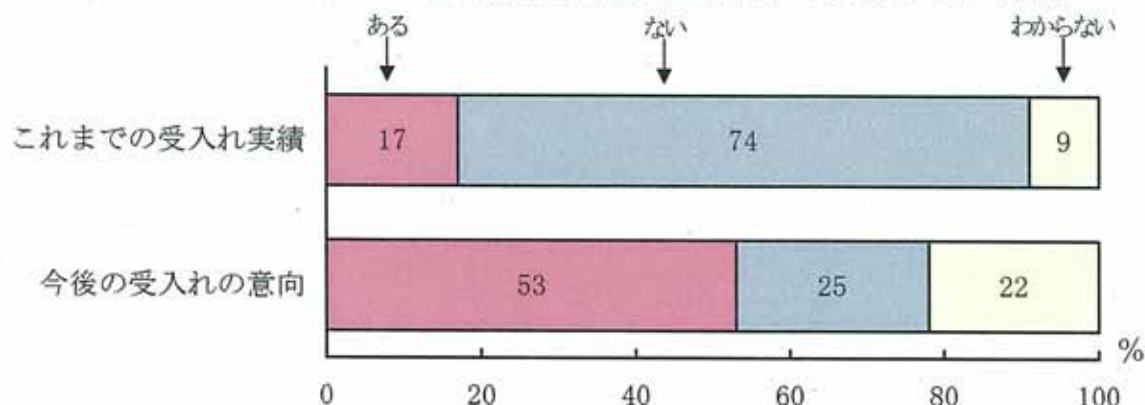
資料：東京都農業会議「農業体験農園の取り組み実施と評価に関する調査」（2008年4月公表）

注：農業体験農園に入園している680人を対象として実施（回収率84.9%）

(子ども農山漁村交流プロジェクトの推進状況)

- 子どもが農村に出かけて宿泊を伴う農業体験学習を行うことは、情緒の安定や積極性・自主性等、特に精神的側面で高い効果。子どもの農山漁村での長期宿泊体験活動の受入れは、17%の市町村で実績、他方半数以上が今後受入れを希望。
- 2008年度より子ども農山漁村交流プロジェクトが開始され、受入れモデル地区では、300校、1万8千人の小学生が体験活動を実施。

小学生を対象とした長期宿泊体験活動の受入れの実績と今後の意向



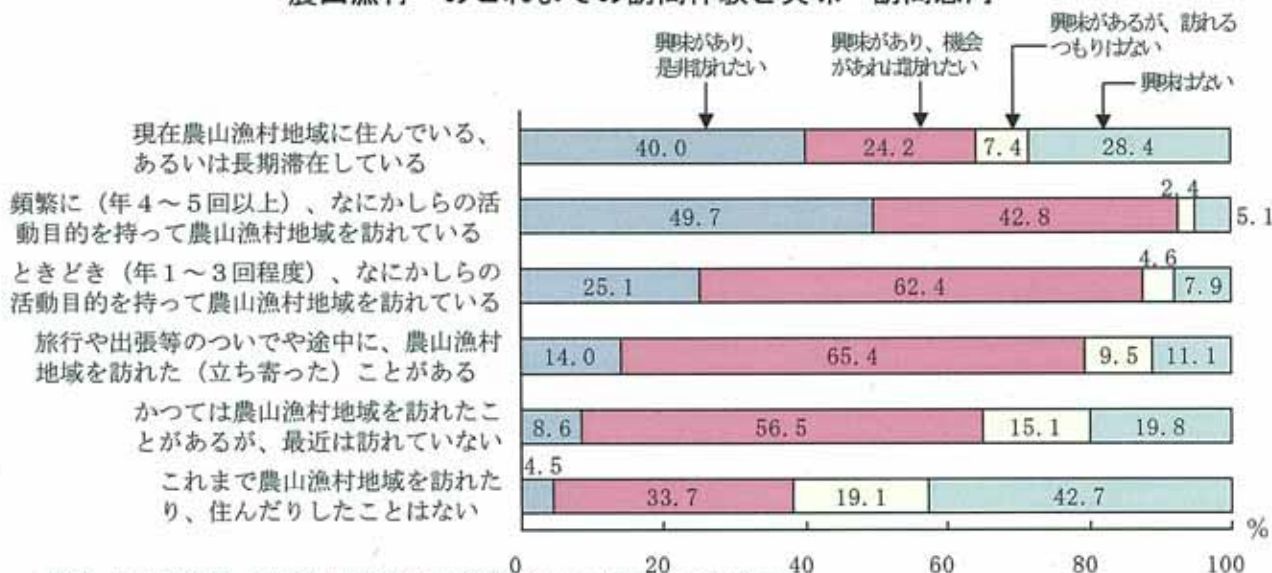
資料：国土交通省「都市農山漁村連携交流推進調査」（2008年3月公表）

注：2007年10月1日時点で過疎地域、振興山村地域、半島振興地域、離島振興地域、特定農山村地域に指定されている1,162市町村を対象としたアンケート調査（回収率45.8%）

(若者や団塊世代を活用した共生・対流の取組)

- 都市と農村の共生・対流は、農村での一時滞在から定住まで、多様な形態で展開。都市住民の7割は今後農山漁村を訪れて過ごすことに興味があり、訪問の頻度が多いほど、興味や訪問意向が高い傾向。
- 農村で自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムが拡大。国際グリーン・ツーリズムモデル地区における外国人モニターを対象とするツアーでは、出身国によらず、農山漁村の景観や滞在に対する満足度は高い。
- 農村に存在する有形無形の資源を活用し、地域活性化につなげるためには、若者のUターンや退職を契機とした団塊世代のUターン、都市住民の二地域居住等に加え、地域を客観的に判断できる外部アドバイザー等、多様な人材が必要。行政、農業関係団体、民間等が様々な形態で人材育成や定住・二地域居住のための情報の受発信等の取組を展開。
- 我が国の人口が減少するなか、都市の住民だけでなく、NP0、大学、企業等も加え、共生・対流を一步進めた「都市との協働」が重要。

農山漁村へのこれまでの訪問体験と興味・訪問意向



資料：国土交通省「都市農山漁村連携交流推進調査」(2008年3月公表)

注：1) インターネット調査会社に登録しているモニターを対象として実施したアンケート調査(回答総数2万)

2) 調査対象は、東京23区及び全国の政令指定都市に居住する男女

<事例：団塊の世代の就農に向けた研修の取組>

山口県では、他産業従事者やUターン者を中心に農業に興味や関心をもつ者が増加してきたことから、農業大学校等の施設を利用した就農のための研修として「やまぐち就農支援塾」を実施している。実作業体験を組み合わせたこの研修に、毎年応募者が定員を大幅に上回ることから、書類選考で、近々退職し実家の農業を引き継ぐ等緊急性が高い者を優先している。20歳代から70歳代まで幅広い年齢層の受講者がいるが、50歳代後半から60歳代前半が多く、これまでに300人程度の修了生を輩出している。



実習風景



講義の様子